

厚岸町議会 第4回定例会

平成20年12月11日

午前10時00分開会

- 議長（南谷議員） ただいまより平成20年厚岸町議会第4回定例会を続会いたします。

- 議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

- 議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、8番、中屋議員、9番、菊池議員を指名いたします。

- 議長（南谷議員） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。
質問は通告順に行っていただきます。
1番、音喜多議員の一般質問を行います。
1番、音喜多議員。

- 音喜多議員 おはようございます。
第4回定例会に当たり、さきの通告に従い質問させていただきます。
まず初めに、町内に2校ある高校の新設・廃校対策について伺ってまいります。
平成18年に道教委から新たな高校教育に関する指針が発表されて以来、当町もその対策に追われ、厚岸町の高校教育を考える関係者会議が設置され、全町的な取り組みが進められてきたものと思います。残すところ4カ月余り、町内の高校教育にまた新たな歴史を刻む年を迎えようとしております。
今日は、その対策の一つとして、釧路市内校のキャンパス校とならぬよう、地元として、単独校として残すための支援策を含めた決意の対策が今日までとられてきたものと思います。また、その際、統合やむなしとの判断と結論に至った際、道に対し9項目の要望項目も申し入れております。結果、いかになったのかお伺いいたします。
特に、町内全域で見ても、新設校となるところは町内の中心から離れ、交通手段や通学時間などを考慮すれば、足の確保対策が大切なことかと思いますが、その対応はいかにあるかとお伺いする次第でございます。
そして、廃校となる潮見高校の在校生が卒業された後の校舎の利用についてどのように考えているかであります。時期尚早かと思いますが、特に関連して、現在の真龍中学校の校舎は現在どのような状況にあるか、どのように把握されているかということでもあります。
次に、大きな2点目に、財政健全化法に基づいて伺ってまいります。
その1つは、先般、2007年度の決算が確定し、今年からこの法に基づき決められた計算式

での4つの指標を公表する旨、義務化されております。国がこのように市町村に財政状況を町民に公表する、させることの義務づけのねらいは、財政の執行者としてどのように考えているかであります。そして、そのねらい、意図とするところは、執行責任者として、町民にどのようにわかりやすく公表していくかであります。このことについて改めてお伺いいたします。

2つ目に、公表された2つの指標結果についてであります。

1点は、実質公債費比率が16.4%となりました。地方債残額や今後の事業見込みからこの指標はどのようになるのか、どの方向を目指すかであります。執行者のご判断をいただきたいと思えます。

2点目に、将来負担比率は、今年は184%となりました。私は、この数値はこの町の将来人口と深いかわりを持っていると思えます。厚岸町は今から10年後には9,000人前後、20年後の平成40年には7,000人台で、高齢者と言われる人々はその3分の1以上を占めると言われております。この数値をもとに、ごくごく近い将来に備え、町民へのビジョンを作成し、公表し、安心して住める町の財政健全化に資するべきではないかと思えます。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

1番、音喜多議員のご質問にお答えをいたします。

まず、地方財政健全化法についてのお尋ねのうち、1点目の財政健全化判断について、07年度決算から公表が義務づけられた4指標の目的とそのねらいを執行者としてどのように受けとめているのかについてですが、4指標の目的とねらいについては、財政健全化法の第1条の目的に規定されているとおり、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的に制定されていることは私から申し上げるまでもなく、この目的達成のため、同法に規定する4指標の基準を超えることがあってはならないと、強い決意を持って法財政健全化に努めてまいり所存であります。

2点目の行財政執行者として住民に納得、わかっただけのよう、どう情報発信していくのかについてであります。まちづくり地域懇談会や町内の各種団体の会合時に、私から機会あるごとに、財政健全化法の仕組みを含め、第3次厚岸町財政運営基本方針を説明させていただいたところであり、また、町民の皆さんにも町広報紙などを通じ周知しているところでもあります。さらに、今後も町広報紙などの主要なメディアを活用し、情報公開に努めてまいりたいと考えております。

3点目の07年度2指標の結果について、実質公債費比率が07年決算で16.4%と算出され、地方債発行残及び今後の発行について、町政執行上増減が伴うと思うがその方向性を示していただきたいとのことですが、現在、第10次3カ年実施計画を策定中であり、さらに第5期厚岸町総合計画の策定も同時に進行しているところであります。

私の基本的な考え方は、従来から、後世に財政的負担を残さないよう、地方債発行額を地方債償還額以下に抑制すること、さらに、発行に当たっては財政措置が図られた有利な地方債を厳選するという考え方は、一貫して変わっていないところでありますので、ご理解願

ます。

4点目の将来負担比率について、住民人口が10年後に9,000人前後、20年後には7,000人台で、そのうち高齢者人口が3分の1以上となるとして、近い将来に備え、町民へのビジョンを作成・公表し財政健全化に資するべきでないかとのことですが、将来負担比率にかかわるビジョン、いわゆる将来への見通し、未来像の作成については不確定要素があり、短期的な将来見通しなどであっても推計の域を脱し得ず、質問者ご指摘の10年後、20年後の長期的なビジョンの作成につきましては容易ではないと考えますが、国の施策動向等大局的な見地・観点から将来見通しについて研究・検討してまいりたいと思いますので、ご理解願います。

以上、私からの答弁にかえさせていただきます。

●議長（南谷議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） おはようございます。

私からは、高校の統廃合についてお答えいたします。

1点目は、新年度に新設される厚岸翔洋高校の開校に伴い、町としてどのような支援策を考え実施しているのか、また、町内団体から道に対し要望のあった諸課題実現についてどの程度把握しているのかとのご質問であります。本年9月に設立されました厚岸新設高等学校開校記念事業協賛会は、若狭町長が協賛会長を務め、町議会議長及び各産業団体代表に副会長になっていただいております。

協賛会が計画している記念事業につきましては、校旗の作成や校章入りのステージ幕、さらには記念植樹などを計画しており、町としては、新たな学校の誕生を祝い、さらなる地域の高等学校として発展されるよう、財政的支援を含めて協賛会事業へ協力してまいりたいと考えております。

さらには、本年第2回定例会において110万円の補正予算議決をいただき、若潮寮の運営経費の助成を行っております。

また、町内団体から道に対し要望のあった諸課題実現についてどの程度把握しているのかとのご質問であります。町では、町長初め、議会議長、教育委員会、町内2高校の同窓会や後援会、さらに厚岸町校長会などにより、厚岸町の高校教育を考える会を組織して、7項目に及ぶ要望事項を取りまとめて、北海道知事及び北海道教育委員会、さらには北海道議会など関係機関各部署へ要請行動を行ってまいりました。7項目の要望事項すべてがこれまでに実現されているわけではありませんが、今年度よりグラウンド整備が始まっており、21年度に完成の予定となっております。

また、魅力ある学校づくりについては、本年度より、厚岸水産高校が文部科学省の目指せスペシャリスト事業の指定校とし、かきえもんを育て、活かすスペシャリストの育成を研究開発の中心課題として、3カ年の事業を行うこととなりました。また、新設校は、公立高校では道内初めての調理師養成施設指定校となる見込みであり、魅力ある学校づくりに向かって着実に前進が見られていると考えております。

今後は、老朽化している若潮寮の改築が大きな課題であり、男女共学高校であることから、女子生徒が利用できる寮の建設も強く要望してまいりたいと考えております。

2点目の通学の確保等、父兄の負担軽減対策はどのようなものかとの質問であります。

現在検討しているのは、1つは、湖北地区や汽車通学等周辺地域から通学する生徒にとって、これまでの潮見高校より遠くなることから、登下校時の交通機関の確保を図ることでありま
す。新年度から町のスクールバスは運行路線もふえることから、登校時には高校生のスク
ールバス利用を可能といたします。現在は、真龍地区を運行するスクールバスは、真龍中学校
及び真龍小学校までの運行を行っております。これを新年度から厚岸駅前まで延長し、路線
バスへの乗り継ぎを可能とし、翔洋高校へ通学できる体制をつくりたいと考えております。

もう一つは、路線バスを利用し通学する場合、交通費の負担が発生することから、この負
担軽減について現在検討を行っております。高校生の通学定期券につきましては、路線バス
の運行を行っているくしろバスと、これまで定期券の金額や定期券の販売取り扱い場所など
協議を行ってまいりました。くしろバスでは、現在運行している国泰寺線について、国泰寺
から光栄までの区間について、どの停留所からも乗車できる高校生通学定期として月額5,000
円で販売したいという提示を受けております。町では、この月額5,000円の定期券の購入に対
し、8割の助成を検討しております。これにより、通学費に対する保護者の直接的な負担は
月額1,000円となり、多くの通学生に利用していただきたいと期待しているところであります。
今後、くしろバスともさらに詳細な点を協議しながら、新年度より実施するための関係要綱
の整備を含め、予算計上等の作業を進めてまいりたいと考えております。

3点目は、その後の潮見高校校舎の利活用についてどのように考えるか、真龍中学校の現
状把握はどうなっているのかとのご質問ですが、まず真龍中学校の現状についてですが、真
龍中学校は、昭和43年に校舎及び屋体を建設し、その後、昭和47年・48年、さらに昭和63年
に校舎の増築工事を行ってまいりました。また、一部改修工事は、校舎については昭和63年、
平成元年、平成2年、そして平成7年と実施しており、屋体につきましては昭和59年に改修
工事を行っております。このように、真龍中学校は、昭和43年建設以来40年を経過し、老朽
化が進んでいる状況にあります。

こうした中で、平成23年3月末で閉校となる潮見高校の利活用についてであります。ご
承知のとおり、潮見高校は北海道が所管する施設であります。このため、道教育委員会から
平成19年度に潮見高校の閉校後の施設利用意向調査がありました。この段階で、町教育委員
会は、町の教育施設として利用したい旨の回答を行っております。

本年8月には、担当者が潮見高校に伺い、校舎を拝見させていただく機会を得ました。担
当者から、まだ新しい校舎で施設管理も行き届いており、若干の改修を必要とするところも
あるが、十分教育施設として利用できるとの報告を受けております。

私といたしましては、今後、道教育委員会と協議を重ねることにより、希望がかなえられ
るよう努力してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

●音喜多議員 まず、1回目の答弁ありがとうございました。

まず初めに、2つの高校の統廃合の関係についてお伺いしてまいりたいと思います。

道教委が発表して以来、厚岸町に2つの高校があるわけですが、生徒数の減少から小規模
校という、現在、普通科を2学級あるいは水産を1学級にしても4学級以下で、常々これか

らは町内の新設校にあっても、小規模校という波というか、言い方というか、そういったものにさらされるのではないのか。今の道教委の考えている1学年が4学級以上8学級、そういう適正規模校であるという判断からすれば、今後、統廃合して新しい高校にしても、水産という制限はあるものの、普通学級が1学級になるとまたその波が押し寄せるのではないのか。今回の道教委の構えといいますか、そういう臨みからすると、当町としては、今のこれからの卒業生の入学状況等を毎年100人前後とする町内の中学生の卒業生徒ですね。それを勘案すると、小規模校というレッテルを張られて、常にそういう波にさらされるのではないのかなと私は懸念するんですが、その点はまずきちっと構えておかなければいけないと思うので、その辺はいかがかなと思います。平成21年、来年度ですけれども、これはある程度つかまえていらっしゃるかと思いますが、その辺の状況はどうなのか、まずその辺も伺っておきたいと思います。

それから、町独自の支援策ということで、ただいま通学のバスの定期券の問題、あるいは足の確保の問題、そういったものを検討されているようでございますが、これは父兄の軽減策、非常に助かるかと思えます。そういった意味では、足も確保ながら、できるかできないかはわかりませんが、とにかく、新しい新設校に行ってみようかと、父兄も非常に助かるよと、それは例に例えれば釧路に通わず、あるいは釧路に住まわせて高校に通わせるということを考えれば、厚岸町の新設翔洋高校でも十分でないか。あるいは厚岸翔洋高校からもそれなりの大学あるいは社会に出ていくためのステップとしてなる高校ではないかと、そういう魅力のあるというか、父兄からも子供からも希望の持てるというか、期待の持てるそういう高校になってほしいと私は思う意味では、もっと町も応援していいのではないかと。随一の高校として残すわけです。

そのためには、今まで言われてきたように、もしかしたらその子供たちがこの地域に残るかもしれない。そういったことを考えれば、将来にかけての町の投資はあってしかるべきでないのかというふうに考える意味から、町の独自支援策はこの際思い切ってやっていいのではないかと、ある程度定着するまで。そういうふうな考えまして、私は、それこそ、足の確保の8割負担もさることながら、授業料そのものを公金というか、町の財政状況もあるでしょうけれども、道立厚岸翔洋高校に行くならば、授業料を町が半額応援する。町がそういう意気込みを持っている。そこまで残すというか、伝統校をつくるんだという気構えを持つくらいの姿勢があつていいのではないのかなというふうには思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

それから、現在、道立高校ですから、町立ではないですから、そういった意味では非常に難しい面があると思えます。しかし、先ほど言ったように、小規模校であれば、釧路のキャンパス校になる話もないとは限らない。今の普通科の生徒が普通学級が1学級、それも40人という生徒数が集まればいいが、1学級くらいでおさまるようになっちゃうと、その問題がさらされると私は思うんです。キャンパス校あるいは町立移管という話も出ないとも限らないと思えます。水産高校の中で、水産をもと持っていた戸井の高校だとか、紋別等についても水産学部が1学級、昔、私がいたころはありました。しかし、それは完全に今は、地域の熱意にもさらされて普通科に変わる。あるいは水産専門となると、函水と樽水の、そして厚水の3校という位置づけの中では、非常に将来展望においても難しいのではないのかというふうには私は思います。

そういう意味では、財政的な面も伴いますが、父母の軽減とあわせて、今、新設校が生徒に対して描こうとする、グラウンドはもちろんですが、今の施設から見て、テニスだとか、あるいはいろいろな運動、部活動の問題を考えた場合に、用地的なものも当然、道のほうからの要請はなかったのか、その辺もちょっと伺ってまいりたいと思います。

それから、町の団体つくりました高校教育を考える関係で、会議の中で9項目の要望事項を申し上げておりますが、その中でグラウンドの整備とあるいは寮、前倒しのような形で今の現在の高校の寮の運営資金として補助はいただいておりますが、学校周辺の整備課題として、町としては力を入れていく策はないのか。あわせて、そういった関係については、新年度で開校されるわけですから、新年度から町は支援していこうというものはないのかということをお伺いしたいと思います。

それから、潮見高校の閉校に伴っての利活用のことですが、重々今の答弁の中でわかりました。何げなく、せんだって配布されておりました道新主催の学校壁新聞の中に、子供たちの切実な気持ちというか、そういうものが壁新聞につづられて、私も文字は小さいながらも最後まで見させていただきました。なるほどなど、子供たちも自分たちが今置かれている状況をこのようにつづったんだなど、そういう思いもありましたし、私の子供が卒業の時点にたまたま私もPTA会長をやっていた関係で、何回か中学校に手を加えている。協賛会の一員としてそれとなく加担させていただいた経緯がありますので、そのときから見ても月日がたっていて、あの中学校はまだ使えるのか、そんなことを常々思っていたんですが、子供たちの気持ちがああいう形であらわされているということは、非常に子供のことを思えば何とかしてやりたいという親の気持ちから、このような質問をさせていただきましたが、できることならば、閉校して1年も2年もあけることなく、それと合わせて同時に使えるようにしないと、家というのは1年、2年あけてくると非常に傷みが激しくなるというか、そういう関係もございまして、ぜひ引き続き、そういう考え方があるのであれば、使用するよう努めていただきたいなというふうに思います。

次に、財政健全化法の問題についてお伺いしてまいりたいと思います。

現在までこの財政健全化法についての町側の考え方ですが、今までお話ししてきたその域を超えていないなというふうに考える次第ですが、この法律ができた本当のねらいは何なのかということをしつかりと、私は、執行者も、それから私どもも、町民も、そのことを受けとめておかなければならないというふうに思う。責任の問題に発展するというふうに感じるものですから、改めて、しつこいようですが、このことを聞かさせていただいているわけです。

なぜかという、ご存じのとおり、私以上に執行者は知っていると思います。お金がつかってくるかつかないかは別にしても、地方分権が叫ばれて、地方独自でやっていきなさいよと、平たく言えばそういうことでありまして、お金を含めて自己責任の時代ですよということが言われているわけですね。そういったことから、財政的に苦しくなったから、今までのようをお願いして、あるいは何かをしてという国はそういったことは全然考えませんよということをお伺いして、そのことからすれば、財政健全化法の持つ意味合いというものをしつかり受けとめて、財政運営をしていただかなければならないということから申し上げているわけでありまして、その意味では、町民に責任を持つと、財政運営上責任を持つ、執行者もちろん、そして私個人もちろん、町民に対して。当然ながらそういうチェ

ック機能は私どもにも責任があつて、監査にも責任あるよというふうに明確にうたっているわけですから、今までと全然違うというふうに受けとめていただきたいというふうに思うのであります。

それで、ただ単に、「ただ単に」と言ったら語弊があるかもしれませんが、今回の平成19年の決算から公表する義務づけされた中で、今回の公表の仕方、議会にも公表あるいは町民に対しても広報で公表されました。それは今見ている限りでは、どう解釈するかわかりませんが、この法の言っているその域から出ていないなど、もうちょっと工夫すれば、町民にわかりやすいとか、町はそういう決意、責任を持って財政運営に当たっているんだなどということが私にはうかがえるわけですが、まだまだ初年度であつてそこまでいってないのかなというふうに思うものですから、ぜひ工夫をして、この4指標、明年から本格的に町民にきちっと、財政議論はここをもとにしながらしなければならないということを引きつうたっていたきたいなというふうに思いますので、その点は改めてお伺いしたいと思います。

それから、大きな2つ目として、今回公表された指標の関係でございます。

実質公債費比率、これは黒字というか、良好な指標というか、標準指標という言い方もするようではありますが、これがやはりちょっとさじかげん、この答弁にもあるように、3カ年計画の事業を実施すればこれは膨らんでくる、あるいは何もしなければ下がっていくということになるんですが、何もしないというわけにはいかない。しかし、この基準のどこを柱にしながら考えてまちづくりをしていくのかなということを考えれば、その方向性のある程度示してもいいのではないのかなというふうに思いますが、ただ、救われたなと思いますのは町長の考え方、私としては思っているのは、後世に財政的負担を残さないよう地方債発行額を地方債償還額以下に抑制するという一つの柱をもって臨まれるということ、このことを町長の考え方とするならば、これはやはり町民にきちっとわかりやすく説明していただくような、あるいはこれから自分の持ち分としてきちっと町民に発信していただきたいなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

それとあわせて、この数値がよしとするならば、高どまりにならないかという懸念が私にはあるのであります。さっき学校の話も出ましたが、将来人口等を予測していくと、この数値だからということしていくと、いつまでたっても重荷をしょいながら、これはどこの町もそうですが、しかし、ほかの全道180市町村の中を見てもまだまだ低いところ、うちは決していいとは言いきれないと思います。常に上位のほうに、中より上というふうに報道されております、道の資料によればですよ。ですから、そういった意味では、このままでいくと高どまりにならないかという懸念があるんですが、その辺は財政担当者としてはどのように考えますでしょうか。

それから、将来人口との関係であります。

これは、将来負担比率が高くなっても再生段階の判断基準には入らないわけですから、これはとやかく言われることにはならないんでしょうけれども、私は、まちづくりのビジョンを示す一つの基礎になるのではないかと。先ほども申し上げましたが、将来人口のことを考えて、負債をそれだけ持っていくと将来大変なことになるのではないかと。

私は、家庭において、孫にこういうことを言うんです。回転寿司に行きたい。いいもの食べたい。孫たちはそう言います。値段が違います。でも、じいちゃん、ばあちゃん含めて家族6人で行けば、総額5,000円だったらば割り勘で幾ら。食べるものの値段は違う、質も違う

けれども、そういう計算の仕方というか、1人頭幾らという計算で考えると幾らになるか、中身はともかくとしてという、そういう割り勘の支払いの段階で。借金もそういうことになるかと思う、借金の支払いも。

そんなことを考えると、将来のビジョンをきちっと、将来人口を考えたときに、そういう将来負担割合を一緒になって考えなければいけないのではないのか。このことは総合計画にも通じる問題だと、課題だというふうに思いますが、いかがでしょうか。

以上で2回目の質問とさせていただきます。

●議長（南谷議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私のほうからは、新設高校関連の質問にお答えいたします。

まず、道教委が示しました1学年4学級以上を適正とするという配置計画でありますけれども、現実には都市部において4学級以上というふうなことで、周辺地域の高校の2間口以上にはまだ実際には手がついていないような状況であるというふうに押さえております。

その中で、ご質問者ご存じのとおり、これから中学校卒業者が減ってくる状況にあります。平成24年には100名を切るというふうな状況がもう既にわかっている状況でありますので、そういう意味でいきますと、3学級、いわゆる普通科2間口、水産1間口をずっと維持するというはかなり困難だろうというふうに考えております。ただ、実際には、1間口ずつでも、先生の人数としては2間口として考えていきます。ですから、言ってみると、今、水産高校にいらっしゃる水産以外のいわゆる普通科と競合できる科目の先生の人数、それを2間口にすると共用できるという意味でいうと、2間口校と同じ効率で運営ができるという中では非常に有利だろうというふうな考えでおります。

それと、21年度の就学状況はどうだろうかというふうなご質問でしたけれども、まだ願書をとりに来るという段階で、はっきりとした数字はつかめない状況でありますけれども、今年度、町内の卒業生は121名おまして、その中で翔洋高校をどの程度受けていただけるかというふうなことですけれども、まだはっきりとした数字はつかめていない状況ですけれども、厳しい数字が出る可能性もあるかなというふうには考えております。

また、町の支援策として、交通費以外にどうだったんだろうかというふうなことでございますけれども、私どももいろいろな形で検討はさせていただきました。ただ、僕たちも考えたことは、突き詰めると、高校を選ぶというのは、その学校のやはり学校としての魅力なんだろうということなんです。そういう意味では、一生懸命、翔洋高校になるに当たって、先ほど言ったような形で学校側も頑張っていますので、その点についてバックアップというか、いろいろな形で支援をしていきたいというふうなことで考えたいというふうに考えております。ただ、先ほど言ったように、交通費の負担については、現状から見てちょっと大変だという部分の感情はありますので、この点についてはできるだけ補助していきたいという考えです。

それと、3点目に、テニスコートほかの要望についてはどうだろうかということですが、この点については、まず道としてはグラウンド、かなりの金額をかけて立派なグラウンドをつくるということで今、頑張ってもらっております。テニスコート等についても、こちらのほうから例えば適当な土地が必要であればということで申し出をしていますので、ま

ず翔洋高校が始まって、子供たちがどのような部分で要望が強いというあたりを把握した中で、ぜひテニスコート等にも手をつけていただきたいというふうに考えております。

次に、潮見高校の校舎の問題ですが、先ほどおっしゃられましたけれども、23年3月閉校ということです。中学校と高校を比べますと、中学校の場合は特別支援学級等々がございまして、どうしてもそのまま使うというわけにはいかないという事情もあります。何とか23年度に手を加えて、その次の初めには使えるような形にしたいというのが私どもの考えであります。

以上であります。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

まず、本当のねらいは何かということでございまして、先ほど町長のほうから答弁があったとおりでございますが、まず自己責任の時代だということでございます。これは議員ご指摘のとおりでございます。それから、国は頼りにならないということ、これも同じく、昨今の急激な経済情勢を考えると、指摘のとおりでございます。それから、町がしっかりと町民に責任を持つ必要がある。町民に責任を持って公表するなり、町民に仕組みをわかっていただく、これは当然のことであるということと考えております。

それから、今回の公表の仕方でございます。もう少し工夫が必要ではないかということでございます。広報紙等で公表はしてございますが、これにつきましても、広報紙の購読率といたしますか、それを考えたときには、どの程度まで読まれているかということも考えながら工夫を凝らしていきたいと。

それから、今回の19年度の附則に基づく公表でございますが、どこを柱に行っていくのかということでございます。町民に示す必要があるというふうに考えてございますが、基本的には全指標をクリアするという基本的な考え方は変えずに進めていかなければならないと、このように考えております。

それから、強い町民の決意ということでございますが、これは先ほど町長が答弁したとおりでございますので、割愛させていただきます。

それから、比率が高どまりになるのではないかとということで懸念をしているということでございます。財政担当はどう考えるかということでございますが、極端な高どまりになると考えているということで、議員ご指摘のとおりでございます。根拠といたしましては、今日の経済情勢、特にここ半年ぐらいからアメリカのいわゆる経済破綻等から始まりまして、簡単に申しますと、1年、2年の短期的にも予断は許されないと、このような考え方、麻生総理は全治3年と申し上げておりますけれども、1年ももたないかもしれないというような考え方で財政運営を行っていかねばならないと、このように考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

●音喜多議員 まだ10分くらいありますね。

高校の関係についてです。

私は、教育長が今、懸念を申し上げていただいたとおり、学校の魅力、これに尽きると思うんですね。生徒が、水産高校ですから、全道から、全国から集まっているわけですし、そういう意味では全国区ですから、水産高校については。厚岸の水産高校へ行くと、楽しみながら将来に結びつけていけるという、高校生ですから、自分が現在生きているというか、生活が楽しくて、そしてそのことが自分の将来に結びつくんだというような、そういった本当の生涯というか、人生の魅力ある学校であってほしいなと私は思いますし、自分が人生やり直したら、そう生きて、そういう学校へ行きたいなとも私は個人的には思うんです。

そんなことからすると、一番、何ていったって、今までいろいろなことを言っている課題を解決するには、高校なんだろうなと。しかしながら、そういう高校をつくっていくのも、地域でもあり、そしてそこに携わる先生であり、周りの人でもあると私は思うんですね。口で言うのは簡単ですが、そうすると何ができるかと、物理的なものが多いと思うんです。そういう意味では、町として、将来の町を持つ意味でも、また、この地域に住む人方の気持ちを豊かにしていただくためにも、高校生の姿あるいは学生の姿を見ることによって、ここに学校があると思われるようなそういう思いの地域にさせていただきたいなというふうに思います。町を挙げての、まさしく、かけ声のみならず、いろいろな施策をぜひ、明年の出発点でありますので、教育長のみならず、町長にも、ぜひそのことをお願いしておきたいなというふうに思います。

伝統ある潮見高校の後を厚岸真龍中学生が使うということに関しても、できるだけ予算と対策の中でお世話いただきたいというふうに考えておりますので、そのようにお願いしておきたいと思います。

それから、2点目の財政健全化法にかかわって、今、財政課長が言われたような決意というのは、私、町長以上に持っているなというふうに思います。また自分の家庭のことを言いましたが、ほかの家庭のことを見ますと、いろんな家庭があります。おやじさん稼ぐけれども金の扱いは母さんに任せて、そして母さんはいつも四苦八苦していると、そういう家庭もあります。そういう家庭のような厚岸町にならないように、町長はとかくというか、執行者はやりたがるというか、公約だと言って事業をしたがりますが、あと困るのは財政当局で、そのことが町民に返ってくるということになると、これまた考え方にもよるんでしょうけれども、そういうことにならないよう、私は、適正ラインというわけではないんですが、その判断をしっかり持っていただいて財政運営をしていただきたいという意味から申し上げておきたいと思います。

以上です。この間に関しての3回目の答弁はいいです。わかります。

以上で終わります。

●議長（南谷議員） 以上で音喜多議員の一般質問を終わります。

14番、竹田議員の一般質問を行います。

14番、竹田議員。

●竹田議員 おはようございます。

さきに通告しておりました質問通告書に従って質問をさせていただきます。

1として、厚岸町の雇用対策について。

(1) 町として雇用の場がないことは、人口減にもつながる。町として対策はどのように考えているのか。

(2) として、季節労働者は、早々12月現在で職を失っている人もいます。季節雇用一時給付金も50日から40日にカットされるという事態になっています。また、1月から4月まで仕事がないという状況にあり、生活は大変である。雇用促進につながる公と民の連携を深める雇用促進研究会の設立や連絡協議の設置を求めたいが、町の対応はいかに考えているのか。

2として、厚岸町の観光客の増数のための考え方について。

(1) として、観光客の減少は厚岸町としての大変な収入減になることから、何としても維持または増数を願いたい、そのために町としての対策はいかに考えているのか。

以上、質問させていただきます。よろしくお願いします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狹町長） 14番、竹田議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の厚岸町の雇用対策についてのお尋ねであります。竹田議員が言われるとおり、雇用の場の確保は町の人口増減に大きなかかわりを持っており、まちづくりの大きな課題と認識いたしております。このことは、本年2月に実施した新総合計画策定にかかわる町民アンケート調査の町民意識の結果にもあらわれております。

町内における雇用の場の確保に向けては、何よりも地元民間企業の活力に負うところが大きく、このため、新しい産業創出に向けた各種支援や雇用促進支援制度の活用促進を、ハローワークを初めとする関係機関や団体と連携しながら働きかけを進めてきております。

また、季節労働者の通年雇用化を促進する事業を国から受託実施するため、平成19年8月に、釧路支庁管内の市町村や経済団体、労働団体等で構成する釧路地域通年雇用促進支援協議会が組織されていますが、当該協議会事業である通年雇用セミナーの町内開催や企業訪問などにも連携して取り組んできております。

しかし、釧路管内の有効求人倍率は9月現在0.48倍で、依然停滞しており、先日開催した厚岸町雇用対策連絡協議会の中でも、町内の商工業者の現状は、釧路市内大型店への購買力流出、人口減少及び給与の可処分所得の減少等によって売り上げが低調で、また、雇用に大きな影響力がある土木・建設業についても、個人住宅建築件数の減少や公共事業の削減等に伴い収益が悪化しており、雇用をふやすどころか退職者の補充程度が精いっぱい、いかにリストラするかを考えている企業もあるとの話が出ています。

このような状況下において、特に季節労働者の雇用環境は一段と厳しい状況にあると思っておりますし、昨年の雇用保険法の改正による特例一時金の減額は、生活をより一層厳しいものにしていくと思っております。この特例一時金につきましては、さきの町議会第3回定例会において、50日分に戻すことの要望意見書が採択されていますが、私も、特例一時金は、失業中の労働者の生活の安定や求職活動の促進に極めて重要な役割を果たしていると認識しており、今後もさまざまな機会をとらえ同様の要請をしてまいる考えであります。

今日、我が国における雇用情勢は、世界同時不況のあおりを受けて全国的に深刻な状況となっておりますが、この雇用対策については、やはり国においてより適切で積極的な施策をす

べきものであると思います。

つい先日には、自民・公明両党が、3年間で総額2兆円規模の予算を確保し、140万人の雇用の維持・創出を目指すという新たな雇用対策を総理大臣に提出しており、これを第2次補正予算に盛り込む動きがあると報じられておりますが、その際には、当該施策における町としての効果的な運用が図られるよう、これからの動きを注視してまいりたいと存じます。

また、公と民との連携を深める雇用促進研究会や連絡協議会の設置をしてはとのご意見がありますが、さきにも述べておりますとおり、既に厚岸町雇用対策連絡協議会が設けられており、町内の産業団体や金融機関及び教育機関の参加による情報交換や協議が行われてきておりますので、今後もこの組織を十分活用して雇用促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、資料要求のありました厚岸町の労働者人口及び季節労働者人口につきましては、配付資料のとおりであります。平成19年度の季節労働者数は318人で、対前年度の比較で9.9%減少しており、平成17年国勢調査による就業者人口6,385人のうち5%を占めている状況であります。

なお、季節労働者の職業別の状況につきましては、当該データを把握しているハローワークで市町村別のデータ集約が行われていないことから、資料の2ページのとおり、釧路管内の集約データを示しておりますが、当町における季節労働者の産業別就労状況につきましても、おおむねこの割合での構成になったものと推測しております。

また、配付資料3ページは、季節労働者生活資金利子補給制度の概略であります。これは平成2年10月に条例制定により設けられたものであります。この制度は、資料のとおり、貸付限度額30万円以内で、消費者ローンの利率及び保証料率のうち3%を除いた利率を3年以内補給するというものですが、使いやすいカードローンの普及や、北海道の勤労者福祉資金または社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業という他の制度もあり、この当該利子補給制度の活用がされていない状況にありますので、今日の現状を踏まえながら本制度のあり方について見直しの検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の厚岸町の観光客の増数のための考え方についてのお尋ねであります。先般12月3日に新聞報道されたとおり、釧路支庁がまとめた本年度4月から9月までの上期における観光客の入り込み数調査では、釧路管内への入り込み総数は前年同期比6.4%減の382万2,700人であり、上期の状況では7年連続で減少しております。この要因につきましては、団体客から個人・少人数へと旅行形態が変化していることに加えて、原油の高騰による自動車燃料の値上がりでマイカー旅行者が減っていることが響いていると分析されております。

厚岸町における観光客の入り込み数につきましては、お配りしております資料のとおり年々減少しており、本年度の上期では22万9,400人で、対前年同期比では11.2%の減であります。さらに厳しさを増している今日の経済情勢からは、年間の入り込み数も前年を下回ることが予想されるところであります。

しかし、観光客の滞在がもたらす経済効果は、竹田議員が言われているとおり大きなものがあります。近年は、北海道への観光客数が伸び悩み、これを増加させる特効薬を見出すことが難しい現状ではあります。全道または管内的な連携を図りながら、観光客入り込み数の増加に向けた取り組みを進めているところであります。

特に、当地域における魅力づくりを進めるため、釧路町・厚岸町・浜中町広域観光推進協

議会を組織しておりますが、この3町の連携の取り組みとして、観光客の少人数化への旅行形態の変化や、見る観光から体験する観光へのニーズに対応し、観光客の滞在化を促すための体験観光メニューづくりを平成18年度から進めてきております。これは、道内の旅行代理店など旅行関係者の参加によるモニターツアーの実施や体験観光を売り込む商談会などを行っているものですが、本年度は、一般参加者は40人の募集による体験観光モニターツアーの実施や、自然ガイド養成研修にも取り組んできているところであります。

また、平成19年度からは、管内町村会主体で立ち上げた地域づくり広域プロジェクト推進会議において、観光専門部会を設けての協議も進められておりますので、これらと連携を図りながら取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 まず、厚岸町の雇用対策連絡協議会、これが設置されているということですが、この雇用対策連絡協議会、メンバーとか、もう少し内容等を深めた説明を願いたいと思います。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げます。

厚岸町雇用対策連絡会議の関係でございますが、10年12月に立ち上げまして、この設置要綱の中の目的の中には、厚岸町内における公共機関、経済団体及び教育機関等が雇用問題に関して相互に連携することによって、雇用、失業情勢の把握、各種雇用対策の円滑な対応と推進を図るという目的、これをもって設立したという内容のものでございます。構成団体につきましては、厚岸町の行政機関のほかに、厚岸町商工会、漁業協同組合、農業協同組合、それから建設業協会、北洋、それから大地みらいの金融機関、水産物買受人組合、自動車販売店協会の厚岸支部、それから同じく自動車整備振興会の厚岸支部、それに潮見、水産高校、それに教育委員会が加わっての組織というふうになってございます。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 平成10年ということで、早くからこういう厚岸町雇用対策連絡協議会というものができていた。一般的に言われるこの連絡協議会というものが、一般町民に深く浸透するようなそういう形で構成されて、町民にわかりやすい、この厚岸町雇用対策連絡協議会という本体が町民に広く深く浸透している連絡協議会なのかどうなのか、その認識はどう持った。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げます。

この連絡協議会の組織につきましては、先ほど言いました構成メンバーの中で行っている

わけでございますけれども、実際の厚岸町のいわゆる雇用情勢の動き、企業活動の動き、経済情勢の動きであると、こういった部分での情報交換、それから行政としてこういったような部分に取り組んでいけばいいのかというようなご意見、こういったようなものを代表する各会からのご意見、情報をいただきながら、あるいは情報を出しながら協議をするという場でございます。そうした中で進んできてございまして、これが町民のほうに積極的にこういった部分をPRといいたいでしょうか、いわゆる深く浸透させて、町民のほうの意見を吸い上げる状態になっているのかということでございますけれども、それらにつきましては、それぞれの産業団体であるとか、そういう機関であると、そういった中での活動あるいは事業活動等を通じての中で掌握されている意見がいただいているもの、このように理解をいたしております。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 私自身もこの雇用対策連絡協議会があるということ自体は当然、知らなかったわけです。こういう厚岸町の雇用対策連絡協議会とかいろいろな協議会とかありますけれども、平成14年から立ち上げて丸5年が過ぎているわけですね。その立ち上げた当時のメンバー構成というか、今言われた行政とか、製造業とか、建設業とか、銀行関係とかいろいろ、漁組さんとか農業協同組合、たくさん名前を挙げられましたけれども、その構成メンバーというか、連絡協議会に参加している人たちがいつも個人名でいくと、出してくれということじゃなくて、個人でいくと、例えばどんな人たちが参加をしているのか、いつも同じメンバーなのか、それぞれかわっているのか、例えば漁業協同組合であれば組合長が来たり、振興のほうの人が来たりという、そのメンバーがそれぞれかわっているのかどうか、その実態はどうなんですか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） まず、構成メンバーである関係機関、団体でございますけれども、これは設立当初から変わってございません。

それから、実際のこの協議会会議時の出席者の状況でございますけれども、構成メンバーというのはそれぞれ、組合長であったり、その団体組織を代表する方々になっていただいているわけでございますけれども、例えば組合長がいらっしゃらないときには、代理の者で専務もしくは参事、そういったような代理の方々が出ていただいているという状況でございます。そういった中で、各関係機関の出席をいただきながら会議を行っているという内容でございます。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 この連絡協議会というものが14年にできてから、担当者としては、連絡協議会のやっている項目というんですか、やっている事柄、その内容部分については、今後このままでいいのか、このままで推移をしていきたいのか、もっと深く掘り下げて、どんな形でやっ

ていったらいいのかという気持ちはどの辺にあるんですか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

この連絡協議会の中につきましては、全体的な雇用の場の確保というような形、これを主とするものでございますが、特に若い方々が地元に残ってもらうか、いわゆる新卒者の関係でございます。これらを特に重点的な形での情報交換等が行われてきております。ですから、現在の高校での就職内定の状況である、進路の状況である、それから、一方で企業のほうではどういった状況を求めているのか、厚岸町の業界の中で、そういうような情報交換。それから、地元で就職、そして企業につくという上で、どういった人材が求められているか、こういったような情報交換、そういったことが行われておりますし、一方で、高校等におきましては、今、インターンシップ事業というような形で、要するに就職前に企業体験を通じて、就職した後すぐやめるというようなことのないように、要は、企業体験をさせながら自分の進路を決めていくという手法でございますけれども、こういった事業を進める上でも、受け入れ企業側のほうとの調整であるとか、こういったような場にこういった会議が有効に働いてきていると、このようにも思っております。

それから、内容についてこのままでいいのかということでございますが、決してそういうふうには思っておりません。雇用の場の形の中で、さらにこういった情報交換をしていったらいいんじゃないだろうか、こういうようなものが出てきた場合については、これについて私どもはそれなりの施策、できるものは積極的に進めてまいりたいというふうに思っておりますし、こういった連絡協議会でそういったようなものを見出すといいましょうか、そういう協議の中から見出していくというような役割も持っているというふうに私自身は理解をいたしております。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 今いろいろ聞いて、私が質問したいところをいろいろ言っておいただきました。要は、社会の流れが100年に一度と言われるくらい大きな変動期を今迎えている。この先、アメリカのリーマンブラザーというリーマン会社というところが66兆円の赤字を出して倒産したのが、日本にやがて何月に何年ごとに来て、主流都市からこの地方の町村までいつやってくるのかということは全く不透明だというふうに言われています。私の経験上では、主流である東京の都心に例えば不況というものがテレビとかで話題にされると、それから北海道の町村に来るには大体2年から3年おくれて来るというふうに、今までの過去の例ではそういうふう言われて、東京の不況がすぐに次の年に町村にまで来るということはなかなかないというのが今までの実像です。それは経験で言っているわけですがけれども、そういうふう不況の伝達が、悪い伝達がどの時期に伝わってくるのかというのがなかなか難しい想定になっていると思います。

皆さんがだれしも持っているのは、このことについては、私たち議員も、理事者側も、また企業側も、それぞれがその部分については非常に危機感を持っていると、それに対しての

危機管理を持たなければいけないというふうに、再認識をお互いにしなければいけないのではないかというふうに思うんですね。その再認識をする危機管理の一つとして、私は今のままでいいんですかという聞き方をしているんです。私も、一企業を経営している者として、今後この危機管理に対して、どのような対策をしていかなければならないのかということ非常にまじめに今取り組んでいるところであります。

インターンシップ企業体験というふうにも申しましたけれども、この部分につきましてもいささか私も不満がございます。というのは、第一次産業をされている方のところや、それから第二次産業と言われているところに、このインターンシップ企業体験というのはなかなかされていないという現状を聞いております。例えばスタンド、商業のレジの関係とか、それから、これはやっているかやっていないか情報は確かではありませんけれども、コンキリエの中の一部のやり方とかいう部分で、第一次産業を取り巻く一番大事なところにこのインターンシップ企業体験というのはなされていないというのが現実です。それはなぜやらないのかというのは僕はわかりませんよ。そういう不満もあります。

それから、工業高校、専門学校生徒が今年も去年もずっと体験をしているわけですがけれども、たまたま厚岸町にこの企業体験で来た。そのときに厚岸町の建設課のところこの工業高校の生徒が来た。僕はそういうことじゃなくて、このインターンシップ企業体験というのは、第一次産業で頑張っているところで本当の実態を把握してもらおう。そして、第三次のところ、商業関係というのは第三次ですよ、そういうところで企業体験をさせるんじゃないかと、第一次企業、第二次企業のところで体験をすることによって、未来をかけた子供たちの本当の体験ができるんでないかなというふうに思うんですけれども、そのやり方自体おかしというふうに思うんです。

それで、なぜ建設課のほうで工業の生徒を厚岸町役場のほうの体験事業としてやったのか。これにもいささか問題があるのではないかと。確かに今、建設業という部分については疲弊をして、釧路管内でもこの12月から3月までの間に倒産が23%ぐらい起きるんじゃないかなという予想すらあるわけです。だからこそ、そこに企業体験をさせたくないのかなというふうに、企業側から見るとそういうふうに、何か夢も希望もないところに入れたくないという気持ちがあるのか。なぜ企業体験を役場でやらせなければいけなかったのかなという実情が、不満がどうしてもある。

だから、ここで言われる厚岸町雇用対策連絡協議会というものが、協議会として立ち上げて丸5年たつただけけれども、その実態が民間企業で働いている人たちの雇用という部分に本当に直接結びつくのだろうか。その連絡協議会ができたおかげで、だれかがその連絡協議会を通じて就職が決まったとか、そういう具体的なものが見られるような、そういう細部にわたっての連絡協議会を僕はつくってほしいというふうに思っているんです。それを役場がやることではないというのか、それまでやる必要がないというのか、町の実態をそれぞれの経営者が把握していればそれでいいんだと、町の立場としてはそれまでしかやる必要がないんだというのか、その辺はどうなんですか。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきたいと思います。

厚岸町雇用対策連絡協議会、平成14年に設置をいたしたものでございます。これは、私が町長になりましてから、行政課題として雇用対策、これを大きな柱に据えようという考えのもと、さらにはまた若者が厚岸町に残る、定住をする方策を考えなければ将来の厚岸町は大変なことになるという中で、14年に設置をいたしました。

その主たる目的といいますのは、先ほど課長が言われたとおりであります。雇用の促進ということに相なろうかと思いますが、各種団体の組織の中で、2つの高校、潮見高校、水産高校からはいろいろな就職数とか就職希望、どういう企業を希望しているだとか、いろいろな意見をいただきます。さらにはまた企業側からは、どういう人材が求められているのか、また、本年は何人ぐらい採用を予定しているのかと、情報交換をする場所でもあります。さらにはまた、それに対して学校側からはこういう希望をということで、いろいろと意見交換する場でもございます。

それによって就職等における効果があらわれることが大きな期待を持っての協議会でございます。現在の流れの中にそれではこの協議会がマッチするののかといえば、時代の潮流に沿った協議会ということも今後考えていかなければならないものでもあろうかと思いますが、今ご指摘をいただいたより効果的な協議会になるよう、今後、考えるべきことは考えていかなければならないと、そのようにも考えております。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 私のほうからは、今年、工業高校生が建設課のほうでインターンシップを受けたということで、なぜなのかということでございます。

これは、工業高校のほうからインターンシップの受け入れができないかということで相談があったものでございます。それがたまたま今回の工業高校生、建築を専攻ということで、それで、そういった生徒と話をしながら体験できるものが、民間のこともあるし、役場の中でも設計だとか、そういった建築に絡むことも体験できないのかということで相談がありまして、私たちもこういったことは内容等、来た場合にはこういった業務がありますよということをお示しをして、先生方がその中でぜひよろしくお願ひしますということで依頼を受けたものでございます。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 高校でのインターンシップ事業での実態ということでございますけれども、厚岸町の場合はいわゆる製造業、水産加工場ですね、そういったような部分、それから今おっしゃられるようなサービス業、こういったところが多いわけでございます。インターンシップ事業をやっていく上では、1つには、受け入れする側の企業、事業所、この部分で受け入れをしますというような受け入れ側のほうの課題がございます。手を挙げるかどうかという部分。それともう一つは、生徒の希望、自分がどういった仕事、職を希望したいのか、体験したいのか、こういうような部分の押さえ方の中で、であれば地元の中でこういうような部分は、いわゆるそういう選択の中でやられてきているという状況がございます。そういったような中で、本人が希望する職業体験をしていただいているというの

が現状でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 産業別就職者という部分で、第一次産業が31.8%、第二次産業が23%、建設業が主の第二次産業でとらえると、第二次産業の23%の中で建設業ということだけを取り入れると、全体の23%の中の約61%が建設業が占めている。その建設業が今大変な状況にあるということをお数字をもってわかりいただきたいというふうに思います。

商業関係でいけば2人、3人の小さな人数でやれるということもありますけれども、建設業で1人、2人、3人でやるというのは大変厳しいものがある。であれば、5人、6人というふうになる。もとを正せば建築業というのも一般的に建設業の中に入りますけれども、建設業となれば、もっと大きな人数が要るようになると思うわけですが、そういった実態の数字を思うに、今言ったインターンシップをやるんだと、体験をするんだといっても、生徒側が、確かに汚い、危険、安いという部分があって、建設業のほうに幾ら人数が多くても、なかなか体験を望まないという実態は、課長の口からは言えないだろうけれども、私のほうとしてはそういう実態を把握しております。だから、今の子供たちが、幾ら厚岸町に例えば就職があっても、なかなかその就職先に行かないという現状も把握しております。

例えば、第一次産業のところにとっても、第一次産業、例えば酪農関係者のところに行くと乳搾り体験をしませんかと言っても、だれも行かない。だれも来ないので、しょうがなく農業協同組合は何をしているかといったら、フィリピンから呼んで、就職を日本人また地元の間人が来ない、それで困って最終的にはフィリピンの人間を入れている。また、第一次産業と言われる漁業者の部分でもそういう体験はなかなかされない。そして、第二次産業の水産業でも加工場というふうになると、なかなか若い手が来ない。その中でも中国人が今来て働いているという実態ですよ、町の。

これを考えると、若者に対して残ってほしいとか、こういう仕事があるんだけどもといっても、相手が望まないというその難しさがあると思います。それも町長の口から、あるのに来ないんだという部分もなかなか言えないと思います。そういう歯がゆい部分が非常に今の若者の考え方に対してあると思います。本来であれば就職先がそういうことを考えれば20人、30人あるんだけど、なかなかないという部分もある。

また、建設業でいくと、例えば、先ほど言われた若者が残る、町長としては残したい、そのためにもっと深い連絡協議会をやっていききたいという気持ち、非常にありがたいことあります。ただ、企業の中に、今課長が言われた、受け入れをしますかしませんかというお尋ねはしているということですよ。その部分が大事だと思うんです。受け入れをしてくれませんかというお尋ねというのは、本当に私が調べたところにはごく一部しか行ってない。例えば建設業、建築業に関して、私が聞いているところでは、来てますかという情報聞き入れに対しては、まずほとんどが来ていません。聞かれたこともありません。ですから受け入れるも受け入れないもない、できないんだということでもあります。私も一企業をやっていますけれども、お尋ねされたことは一度もございません。なぜなのか、その辺の理由はわかりません。

もう一つは、一番大事な町の実態の把握ということが大事だと思うんですけれども、厚岸

町に例えば第二次産業で23%あるんだといえども、建設業がその中でも60%を占める。かなりな人数の方がそこで働いているというのが実態だとすれば、その従事する人たちが若者をぜひ残したいという気持ち、私も非常に強いものがあります。できれば厚岸町の若い人たちがうちの会社に来てほしいという人たちもたくさんいると思います。最初のところで、収益が悪化しており、雇用をふやすことが退職者の補充程度が精いっぱい、いかにリストラを考えている企業もあるという話が出ていますという町長の答弁のとおりだという部分もあります。がしかし、何社かは伸びている会社もあります。そういうところに目を向けて、もう少し掘り下げた、受け入れをしてくれませんかというお尋ねをもうちょっと深くしていったほしいなという部分もあります。

ここでお聞きしたいんですけども、第二次産業の中で、建設・土木関係のことを通常建設といいます。建設業をやられている例えば業者が何社あって、その中の割合が、就労している若者がそのうち従業指数に対してどのくらいいるか、わかっていますか。それから、建築業とされている業者が何社あって、その中に若者というのは、一般的に青年と言われている若者が、その企業の中で働く、就職しているその中に何%くらい今、厚岸町でいるのか、それは押さえていますか。それをきちっと押さえておかないと、厚岸町の実態を把握してこの連絡協議会の中できちっと検討していくんだということにはならないと思いますよ。そこが大事だと思うんですよ。それはどうなんですか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

まず、インターンシップの関係でございますけれども、これにつきましては、受け入れ先、そういったような事業推進に当たりましては、それぞれの高校におきましては、学生の意向を受けながら受け入れ先を学校のほうで指定しているといいたいまいしょうか、当たっているというような部分もあるというふうに伺っております。学校の情報としてこういったところもあるよというような部分も当然必要かなというふうに思いますけれども、今現状の中では、今まで受け入れてもらった過去の実績であるとか、それから私どものほうで受け入れますよというふうな部分、そういったことを紹介しながら、あくまでも学生の意向を受けて、それぞれの体験、企業のほうに入っているといっているのが実態でございますので、でき得ればそういった逆に積極的な売り込みといいたいまいしょうか、私のほうで受け入れますよというふうな部分、こういったようなことも、個人企業あるいは団体等を通じながら、学校側のほうにそういう意向を伝えていくということも一方では必要なのかなというふうにちょっと考えているというような部分がございます。

それから、業界のそれぞれの業の数でございますけれども、これらにつきましては、事業所統計だとか、そういったような形の中で数はつかめます。ただ、おっしゃられるように、個々の従業員構成の中でどんなようになっているのか、それぞれの企業の中でどのような部分があるかというような部分につきましては、押さえ切れていないというのが現状でございます。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 最終的にここの部分については長々とやっても、次のところがあるのであれなんですけれども、僕が言いたい連絡協議会の設置ということの部分については、確かに厚岸町としては14年から設置していますよということなんですけれども、今お尋ねした部分でいくと、企業の実態、企業が何社あるのか、それは調べればわかるかもしれない。でも、今現在、厚岸町の企業の中でも、例えば厚岸町の公共事業が受け入れている指名業者がおります。その指名業者の中にどういった年齢体制が起きているのかどうなのかということを考えるに、非常に高齢化が進んでいるという実態は紛れもない事実です。それは企業努力と言ってしまえばそれまでかもしれません。

しかし、せっかくのインターンシップ企業体験であれば、本人の希望も一番大事ではありますけれども、実際に体験して、非常におもしろかったな、楽しかったなという気持ちにさせるという部分も教育の一環としてはあるのではないかなというふうに思います。最近の若者は、先ほども言いましたけれども、汚いとか、危ないとかという部分については避けて通るようになってきました。だから、そういった部分にも就職があるにもかかわらず、そこに行かないということで、厚岸町の企業も高齢化されてきているというのが実態です。ですから、どういった企業が、どんな内容の企業が、どんな年齢構成になされているのかなというところを掘り下げて考えてもらいたいなというふうに思うんです。

それを踏まえていくと、例えば工業高校から役場の建設のほうに受け入れ態勢をしてくれないかといったときに、最終的にはその子供たちが厚岸町役場に勤めるとか、支庁関係のところ勤めるとか、公の場所に技術者として就職するということがばかりではない。もっと大勢の方がほとんどが民間企業に入って就職をするということがほとんどです。であるならば、工業高校にしても、そういう要望があれば、強く民間企業のほうにというふうな言い方を希望したいなというふうに思うんです。

というのは、工業高校の希望体験者の中からたまたま私の知っている子供がおりまして、企業体験はどこがいいですかということの要望に対して、厚岸町に行くのであればどこどこに行きたいなというふうに一応先生に申したそうです。ところがそれが却下されて、厚岸町役場になった。行く子供にとっては非常におもしろくなかったという、僕がこの雇用連絡協議会についてある企業にお尋ねしに行ったときに、そういう声がたまたま聞かれました。これは事実です。名前は申し上げられません。がしかし、そういった子供の意見も一部、無視されている企業体験もされているということ、課長としてちょっと考えていただきたいなというふうにも思います。

いずれにしても、この連絡協議会については、もっと掘り下げた深い内容のものにしていただきたいと思います。そして、厚岸町に若者が就職をたくさんできるような実態にしていくことを望んでおきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） インターンシップ事業の内容につきましては、いろいろ問題点であるとか、それから業界側のほうの希望であるとかというようなご意見、今、賜りました。私どもも、こういった連絡協議会等を通じながら、このインターンシップ事業につ

いて、こういうような要望もあるというようなことは高校のほうにもお伝えしてまいりたいというふうに考えます。

それから、雇用対策に向かったの考え方でございますけれども、雇用を実際に行う企業側のほうと、それから行政側のほう、これの情報交換なり、そういった相互の取り組みというものが大事だというふうに思っておりますし、一方だけが一生懸命になってもこれはなかなかうまくいかない。これは竹田議員さんおっしゃるとおりでございます。そういった中では、さらにでき得る連携を深めながら、より雇用に結びつくような施策、方策というような部分について進めてまいりたい、このように考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 次に、厚岸町の季節労働者生活資金利子補給制度について、質問する今日の前に、担当課長からこの部分についてはちょっと説明が受けられましたけれども、実態、この部分についてはちょっと使われていない。いろんな借入れ方法があるので、このものについては使われていない、使いづらいものというふうにされている。町長からこのものについては今後使われやすい方向性として考えていきたいという答弁がありましたので、これについてはそのような方向性で向かっていただきたいとぜひ願うものであります。先ほどもおっしゃいました失業対策の危機管理のマニュアルの一つにも入れていただきたいなというふうに思うわけですが。

ここで、この借り入れる部分についてお聞きしたいんですけれども、焦げつきがあった場合は、町としてどういう対策をとられるのか。それからもう一つ、この借り入れすることについては、借り入れをするときに必ず発生する保証人個人または保証協会というのは、それはどっちなんですか。その2つについて答弁願います。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思っております。

町の既存の制度、使われていないという実態にあるわけでございますけれども、これは消費者ローン、いわゆる銀行で取り扱っている商品でございます。これの利用ということになりまして、生活資金という目的の中での借り入れ、それに対する利子補給を行うというのが、簡単に言いますとそういう制度でございます。したがって、銀行で扱っている消費者ローン、それぞれあるわけでございますけれども、一般的には保証会社の保証をとればという部分がございます。

それから、焦げつきがあったときはどうするかという部分、これにつきましては、町はあくまでも利子補給ということでございますので、それは金融機関での処理、対応ということに相なるわけでございますけれども、そのような制度になっているということでございます。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 わかりました。町として、窓口が町ですから、町に責任があるわけですね。要する

に早い話、銀行に丸投げですよ、銀行が本人に貸す貸さないを評価するわけですから。そして、貸すとなった場合に、保証協会がつけられるかつけられないか、銀行も保証会社に預けてしまう。最終的に銀行も保証会社に丸投げという形になるんですよ、こういう場合は。だから、利子補給も銀行で、銀行もその人から取り間違いがあったとしても、保証会社が最終的にかぶるという流れですよ。わかりました。

最終的にこの制度を考えたのは、銀行が頼んで厚岸町にお願いしたわけじゃないんです。というのは、厚岸町がやっている。厚岸町が窓口である。厚岸町に一応申し込んでくださいという形式をとっている。その形式をとっているのであれば、先ほども言いましたけれども、もっと使いやすくこれから考えていっていただきたい。これからの社会情勢の中で、失業対策だとかいろいろな部分について出てくると思います。ぜひそっちのほうに借りやすいような形をとるように、厚岸町の施策として考えていただきたいと思います。どうですか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

町が窓口というのは、町がこの対象者については利子補給の対象になるかどうかのまず判定をしましょう、そのために町に申し込んでくれということで、それを受けて銀行のほうでは、それは町の利子補給がある貸し付け決定を行うという形に相なります。そういうような仕組みだということですので、ご理解いただきたいと思います。

それから、今後の関係なんでもございますけれども、先ほど町長が申しましたように、実は社会福祉協議会でも同様の制度がございます。離職者の関係でございます。そういった制度もございますし、勤労者福祉資金という部分、そういったような制度もあります。そちらのほうは金額がもっと大きな金額の貸付額、それぞれ保証人をつけるとか、そういうような部分もありますし、一方では、社協のほうですと、本当の生活資金ということで、20万円までですけれども借りやすい状況がある。こういうような資金もあります。ですから、果たして今ある制度が本当に必要なのかどうかという部分、それと、もし必要だとするならば、大概補おうとするならばどこまでできるだろうか、そういったような部分、双方をあわせて検討させていただきたい、このように思っております。よろしく申し上げます。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 最後に、観光客の増数のための考え方ということで、町長にお願いしたいんですけども、早い話、1月1日に日の出を見るイベントがあります。大体200人から300人来ているということで、それは1月1日。それから、それが終わってから桜まつりの5月までの約4カ月間ちょっと、厚岸町には冬場のイベントというのは全くないんですよ。その中でカキの名誉博士号検定実行委員会というのが設立されて、今一生懸命に進んでいるわけですけれども、それに対していろいろな要望がこれから町に対して、町長に対してあると思うんですけども、その辺について、観光の名物の一つとして、観光客の増になって経済が潤うということの主管でやっている取り組みであります。ぜひそこに要望があれば町としても協力したいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） カキの博士。

（「名誉博士号」の声あり）

●町長（若狭町長） 認定協会ですか。その問題については、私も常々お聞きをいたしておるところであり、特に厚岸町の基幹産業でありますカキの振興、極めて重要である、そのように認識しておりますし、その協議会において今後どういう町に対する要望があるのか、いろいろとお聞きしながら、ともども経済の振興のために役立つ仕事をしてまいりたいというふうに考えております。

特に観光振興は、地域戦略の柱にすることによって、地域振興や経済活性化に大きくつながっていくと、私はそういうふうに考えております。そういう面においては、今後の厚岸町の行政課題の中でも、観光振興というのは極めて大きい課題である、そういう認識を持っております。

●議長（南谷議員） 以上で竹田議員の一般質問を終わります。

日程第3、議案第93号の審議につきましては、休憩後といたします。

再開は午後1時とし、本会議を休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後1時00分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

日程第3、議案第93号 釧路・根室広域地方税滞納整理機構規約の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第93号 釧路・根室広域地方税滞納整理機構規約の変更について、その提案理由の説明をさせていただきます。

釧路・根室広域地方税滞納整理機構につきましては、平成19年4月1日から、釧路・根室管内9町村が共同して広域的な地方税の徴収組織として設立し、本年までの業務を取り進めてきたところでございます。設立当時未参加であった根室管内別海町、標津町について、このたび機構への加入要請があり、去る11月20日の同機構議会において同2町の加入について承認されたところでございます。これにより、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、同規約を変更することの協議について、構成する全町村の議会議決が必要なところから、同機構より関係する全9町村の規約の一部改正の要請があったところであり、同法第290条の規定

により、議会の議決を求めるものでございます。

改正の内容の説明につきましては、別紙お手元に配付の議案第93号説明資料、釧路・根室広域地方税滞納整理機構規約の変更新旧対照表により行いたいと思います。

資料をごらんいただきたいと思います。

左側が現行、右側が改正案でございます。

第5条は、「7人」を「9人」に改めるものでございます。この内容は、機構議会議員の人数の改正で、7人を9人に改めるとは、別海町、標津町が加わることにより構成町村が11町村となり、管理者、副管理者の2名を除く9町村の町村長が議員となる改正でございます。

次に、第9条第2項は、「機構の補助職員」を「関係町村の会計管理者」に改めるものでございます。

別表の1は、同機構に別海町、標津町を加える改正でございます。

恐れ入ります、議案書の2ページになります。

附則でございますが、第1項、施行期日、この規約は、平成21年4月1日から施行するものでございます。

第2項、負担金の額の特例として、平成21年度及び平成22年度の負担金の額を均等割額、処理件数割額とするものでございます。

以上で議案第93号の説明を終わらせていただきます。まことに簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第4、議案第94号 町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第94号 町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明を申し上げます。

議案書の3ページになります。

今回の町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、去る6月開催の第2回定例町議会に上程し、9月開催の第3回定例町議会において議決承認いただきました町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

この改正手法につきましては、9月第3回定例町議会におきまして議決いただきました町税条例の一部を改正する条例が現時点では一部未施行でありまして、この改正規定中、寄附金控除にかかわる分、これは第28条の7でございますが、について改正する必要性が生じたため、町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容ですが、地方税法の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）が4月30日に公布され、同法の一部改正において、所得税の寄附金控除の対象の中から都道府県または市町村が住民の福祉の増進に寄与する寄附金として、条例で定めるところにより規定できる寄附金控除について制度の拡充がされたところでございます。

この制度拡充の内容につきましては、別紙お手元に配付の議案第94号説明資料（その2）により説明させていただきます。

資料の左側が改正前、右側が改正後でございます。

改正前の対象寄附金は住所地の都道府県共同募金会、日本赤十字社支部が、改正後は、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金（これは国、政党等を除く）のうちから都道府県・市町村が条例により指定した寄附金が追加されたものでございます。

次に、控除方式です。控除方式は、所得控除から税額控除へ改正されております。

控除率でございます。適用対象寄附金の10%が、寄附金の額から5,000円を引いた10%、これは所得控除です。所得から10%を引くという意味でございます。

それから、対象限度額は、総所得金額の25%が、30%に改正されているところでございます。

適用下限は、10万円を超える額が、5,000円を超える額と改正されたところでございます。

以上が寄附金控除制度拡充の内容の概要でございます。

この寄附金の指定について、道民税にかかわる北海道が指定する寄附金との整合性等を図ることが必要なことから、この調整等が整った時点において、再度、一部改正条例案を提案させていただく旨、6月第2回定例会においてご了承をお願いしていたところでございますが、このたび、その内容精査等が整ったことから、当町が指定する寄附金について所要の改正を行うものでございます。

なお、当町が指定する寄附金を決定するに当たっての考え方でございますが、必須条件として、あるところの内容が所得税の寄附金所得控除の対象となるものであること、そのうち北海道が指定する寄附金で、かつ町内に事務所あるいは活動の拠点等を有する団体に対する寄附金であることにより精査等を行い、決定いたしましたところでございます。

改正の内容につきましては、別途お配りのお手元の配付資料、議案第94号説明資料、町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する新旧対照表により行いたいと思います。

資料をごらんいただきたいと思います。

町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございます。

改正の内容は、下線部分でございます。

第28条の7第1項であります。同条同項に「(第3号及び第4号に掲げるものに関しては、それぞれ別表に掲げるものに限る。)」を追加するものであります。

同項第3号及び第4号は、指定する寄附金の所得税法等の根拠法令の規定の追加であります。

次に、別表の追加であります。別表の寄附金の区分、第28条の7第1項第3号に掲げる寄附金でございますが、控除対象寄附金として、国立大学法人北海道大学に対して支出された寄附金で、国立大学法人法第22条第1項第1号から第5号までに掲げる業務に充てられるものとするものでございます。この町内対象事業所等は、北海道大学北方圏フィールド科学センター水圏ステーション厚岸臨海実験所でございます。

別表の寄附金の区分、第28条の7第1項第4号に規定する対象寄附金でございます。社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会に対する寄附金及び社会福祉法人北海道社会福祉事業団に対する寄附金とするものでございます。このうち社会福祉法人北海道社会福祉事業団に対する寄附金の対象事業所は、保健福祉総合センターあみか21内の白糠学園厚岸町子ども発達支援センターでございます。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

議案書4ページにお戻り願いたいと思います。

附則でございます。施行期日でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第94号の説明を終わらせていただきます。大変簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第5、議案第95号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（豊原課長） ただいま上程をいただきました議案第95号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由のご説明を申し上げます。

町長及び副町長の給与は、特別職の職員の給与に関する条例によりまして、また、教育長の給与は、教育長の給与及び勤務時間等に関する条例によりまして、それぞれ規定されております。ご承知のとおり、町財政が大変厳しい中にありまして、平成17年度から町長、副町長及び教育長において給料及び期末手当の15%を減額してきておりますが、平成21年度以降における町の財政状況の推計が依然として大変厳しい状況にあるため、平成21年度におきましても、町長、副町長及び教育長の給料及び期末手当について15%の減額措置を継続して行うとするものであります。

なお、この提案につきましては、去る12月1日に開会された特別職報酬等審議会にお諮りをしたところ、これまでと同様に15%の減額措置を継続することが適当であるとの答申を受けたところでございます。

議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

改正条文の説明をいたしますが、今回の改正は、特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の2つの条例の改正をしようとするものですが、改正される内容が同じでありますことから、別々に上程するのではなく、1本の改正条例として上程させていただいていることをまずご了承願いたいと存じます。

なお、説明に当たっては、別に配付しています議案第95号説明資料、特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表によりご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、改正条例第1条の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

附則の改正であります。さきにご提案の趣旨についてご説明をさせていただきましたが、平成21年度における給料月額15%カットを継続して行うに当たって、規定文を改めるものでございまして、これに伴い、自動的に期末手当にもこのカットが反映されることとなります。

内容は、附則第6項中「平成20年度」を「平成21年度」に改めるものでございます。

続きまして、改正条例の第2条の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてでございます。

さきにご説明した特別職の職員の給与に関する条例の一部改正と項番号が異なるほかは同様の改正でありますので、内容を省略させていただきたいと存じます。

この改正条例の附則であります。議案書5ページをごらんいただきたいと思います。

この条例の施行日を平成21年4月1日からとするものでございます。

なお、これらの改正に伴う減額の影響額でございますが、合計で572万5,000円となる予定でございます。

以上、大変簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（発言する者なし）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第6、議案第96号 職員の給与に関する条例及び厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（豊原課長） ただいま上程いただきました議案第96号 職員の給与に関する条例及び厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由のご説明を申し上げます。

この2つの条例につきましては、町の厳しい財政状況のもとで、平成17年度から継続してきている職員給料の独自削減策を平成21年度も引き続き行おうとするものでございます。毎月支給する給料月額、一般給料表及び医療職給料表の1級及び2級の適用を受ける若年層について6%削減とし、その他の職員については昨年同様7.5%の削減でございますし、期末手当の基礎となる給料月額については一律5%の削減とする内容の提案をするものでございます。

なお、この提案につきましては、職員組合との協議において、去る12月3日に合意がされておりますので、ご理解をお願いいたします。

議案書6ページをお開きいただきたいと思います。

改正条文の説明をいたしますが、今回の改正は、職員の給与に関する条例及び厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の2つの条例の改正をしようとするものでございます。改正される内容は同様でありますことから、別々に上程するのではなく、1本の改正条例として上程させていただいていることをご了承願いたいと存じます。

なお、説明に当たりましては、別に配付しております議案第96号説明資料、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表によりご説明させていただきます。

まず、改正条例第1条の規定は、職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

附則の改正であります。さきにご提案の趣旨について説明申し上げましたが、附則第8項において、平成21年度においても給料の独自削減を継続することとし、第8項の全部を改正をいたしまして、第2号において、一般給料表及び医療職給料表の1級及び2級の適用を受ける職員について6%削減とし、給料月額の100分の94を支給するものであり、第1号において、その他の職員は平成20年度同様7.5%の削減を行い、給料月額の100分の92.5を支給しようとするものであります。

また、ただし書きでは、期末勤勉手当基礎額となる給料月額を5%の削減とし、給料月額の100分の95に期末勤勉手当の支給率を乗じて計算し支給しようとするものでございます。

次に、改正条例第2条の厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてであります。さきにご説明申し上げました職員の給与に関する条例の一部改正と附則条項は異なりますが、その内容は同様の改正でありますので、説明を省略させていただきます。

この2つの条例の施行期日であります。議案書7ページをごらん願いたいと存じます。改正条例の附則におきまして、この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。

なお、これら独自削減に伴う来年度における影響額であります。来年度における職員給料削減に伴う影響額は、特別職及び教育長の報酬削減額を除いて、一般会計ベースで約9,712万円です。これに特別会計と企業会計を加えた全会計ベースでは約1億4,892万円の削減となる見通しでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

7番、安達議員。

●安達議員 私町財政の中身はある程度知っています。本当に心苦しいような質問をするわけなんですけれども、ここに今日こうやって提案されたということは、組合と理事者側と話し合いがついたというか、妥結した形で提案されたと思うんです。しかしながら、組合としても、町職としても苦渋の選択の中で応対、承認したのかなと、そのように理解しております。

また、ちょっと聞いた話では、町長自身も、一時は本当に頑張っている職員のために少しでも復元してやりたいと、そういうお気持ちの中で今日このような提案がなされた。本当に理事者側としてもぎりぎりの目いっぱい形のあらわれかなと、そのように私も理解はしているんですけれども、この問題、もう21年、来年度で5年目になるわけ、17年から始まって。その間、特に今回1、2級については94%と、6%のカットという形になったようでございます。この1、2級の年齢層といいますと、30歳前後というふうに私は理解しております。

本当にその中でも若い人たちの所得を聞きますと、本給から所得税、それから共済、年金ほかもろもろ引かれて10万円足らずと、10万円そこそこというふうに聞いております。この若い人たちが自分で部屋を借りたり、それから、今のこういう時代ですから、それぞれ車を持ったり、いろいろと費用がかかっているわけであろうと思うんです。その中で、10万円そこそこの中で、厚岸の家賃なんかちょっと私なりに聞いたんですけれども、大体5万円から6万円ぐらいと。それから車のローンを払って、本当にどういうふうにして生活しているのかなと、そのように感じているわけでございます。

それから、今回、7.5そのまま据え置きにされた中堅の職員、年齢にして40歳前後、この方たちにしますと、子供さんを大学に上げている職員もおりましょ、それから高校に行って

いる子供さんもおりましょう、やはり一番教育費にかかる年代だと思うんですね。若年の方もそういう形なんですけれども、特にこの40歳前後の一番子供にお金がかかる年代がそのまま据え置きされてしまったということについて、町長、どのようにお考えしているのかお聞きしたいんですけれども。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） まず、私の基本的な職員給与のあり方についてお話をさせていただきたいと思います。

ご案内のとおり、今日の財政、大変厳しいことはお話にあったとおりであります。そういう中で、職員の給与をカットしてまでも財政の健全化を図るということは、やむにやまれない町長としての決断でございます。本当に職員については申しわけなく思っております。

しかも、また、平成17年10%カット以来、今日7.5%カットをご提案をさせていただいております。1級、2級については6%、期末手当については7.5から5%という案であります。私といたしましては、財政は大変厳しい、その中でも厚岸町の発展のためにはやるべきことがたくさんある。そういう中での財源の捻出について、組合との交渉でも、決して町長の案については快く承諾するものではないと言いつつも苦渋のご理解をいただいたということをごさしまして、本当に職員には頭の下がる思いでございます。そういう意味で、私は、財政事情を考慮しながら、職員の活力を引き出しながら、ともども立派な味つけをしてまいりたいと考えておりますので、今回の提案についてはご理解をいただきますと同時に、職員に対する感謝を申し上げたいというふうに考えております。

●議長（南谷議員） 7番、安達議員。

●安達議員 職員も、先ほど言ったように、だれよりも一番この財政の厳しさというものは職員みんな知っているはずなんです。今、町長答弁されたように、自分の生活も大変ながら、何とか町長のそういう政策を支援するといいますか、一丸となって頑張りたいんだと、そういうようなお考えというか、意思でもってこういう苦渋の選択をしていったのかなと、そのように私なりに心痛めているんですけれども。

厚岸町の病院会計があの状態です。それから町長の政策として、来年度、C1の増床と、これは本当に町民の切実なる要望に町長はこたえる。これも大変なお金がかかる。こういうことは重々わかるわけです。しかしながら、交付税を見ますと、平成12年、これ約45億2,000万円ほど来ているんです、厚岸町に。それから平成19年、昨年度を見ますと、32億円余りです。約13億円減っているんですよ。これは何かといいますと、やはり小泉内閣の行財政改革の一環の三位一体改革、これが直接このように地方自治体を直撃していると、国の一方的な施策のもとに、我々地方自治体も本当に窮状を迎えている。厚岸町ばかりでなくて、大半の自治体はこういう状態なのかなと、そのように思っているわけです。

しかしながら、そう言いつつも、やはり職員の生活はある程度安定させてやらなければならないと思います。まちづくりをするためのいいアイデアを出すのも、生活が苦しくてきりきりしているんじゃ、これはいいアイデアなんて人間出てこないですよ。そういうことを

含めて、一日も早くこの給与をもとへ戻してやると、そういうことをぜひやらないとまずいと思うんですけども、もう一度、町長、ご返答願いたいですが。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 実は、毎年行っておるわけですが、全職員と町長との語る会を催しをいたしております。その中から、やはり職員からは独自の削減率をいつもとに戻すんだという声が多いんです。私は、そのことについては理解を示しておるんです。しかしながら、今お話ありましたとおり、地方交付税等の大幅な削減等が今日の厚岸町の財政に大きく影響があるわけでございます。私といたしましては、今後、財政の許す範囲内において、独自の削減率についてはもとに戻すなり縮小してまいりたい、かように考えております。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

13番、室崎議員。

●室崎議員 大変つらい議案で、つらい論議をしているということになるわけですけども、ちょっと違う観点でお聞きします。

今回のまず町長を初めとする理事者が範を示して、そして職員もまた、先ほど苦渋の選択なんていう言葉も出ていましたけれども、そういうことを行うんだということは、町にも流れています。それで、庁内のいろいろな見解ありますけれども、聞いていると、1つには、どのように言葉をつくっても実際に入ってくる給料が減るということは、力が抜けるんじゃないかと、いわゆる庁内、庁というのはこの場合、役場の中の士気が落ちるんじゃないか、それによって住民サービスが下がったんでは困ると、事情も全部わかった上での話なんです、そういう声はあります。

前年かその前の年か、私、その士気の問題については一度言ったことがあります。役場の中でのことではきちとなさっていると思うんです。1つは信賞必罰をはっきりさせる。あるいは仕事をやる点でもって、仕事というものに生きがいを持つような形につくっていく。妙なメンコはつくらない。これは当然の話です。そういうことをきちとなさっていると思うんです。

もう一つあるんですね、それは役場の外との関係です。それは、職員が仕事をしている中で、町民からきちんと評価されるということです。それで、こうやって財政的にも大変だから、町職員も1割まではいかないけれどもこういうような形で減額をするんだという話をしたときに、今言った士気が落ちるといことは困るよねという話と、もう一つ、極にあるものが出てきます。それは、今年うちの会社はボーナスそのものがないんだとか、あるいは民間はもともと厳しいんだと。いやいや、公務員だってこうやってと言うと、いやいや、公務員はたくさんもらっているから1割ぐらいカットされたって大丈夫じゃないかというような反応も出てきているんです、現実には。実態を知らないからだといえればそれまでですけどね。

それで、ここまでいわば煮えた鉄を飲み下すような思いで協力していてそのように言われたら、これは職員は浮かばれません。本当につらいと思う。その意味で一つ提言というか、お聞きするんですが、今回はこの額面額に対して7.5%の給料のカットをしています。これが

可処分所得に対しては何%になるのか、この額が。実質的にこたえるよねというのは、可処分所得が減ることだと思っんです。言うまでもない、可処分所得というのは、自分の収入の中から税金だとか、家賃だとか、食費だとか、光熱費だとか、あるいは子供がいればその教育費、どこまでがここでいう教育費かというのはまたちょっと話あるでしょうけれども、そういうお金を引いて残った自由になるお金ですよ。だから、今、よくいろいろなところで言われている生活必需品が上がってくれば可処分所得が下がるというのは、こういう意味なんですよ。

その可処分所得にどれだけのいわば比重がかかっていくのかというものを出しておく必要があるんじゃないか。これは一人一人違うでしょう、もちろん。だから、サンプルのようなものでも結構です。個々の額を決めるときだとかいろんなときにも行われますよね。それで、例えば月給10万円の人と月給100万円の人では可処分所得が全然違いますから、1割引いたといっても、こたえるのは違いますよね。そのぐらいのことは私でも簡単に予想ができます。あるいは、ちょうど子育て真っ最中で、子供が3人、4人いて、みんな学校へ行っているようなときには、これは可処分所得が下がるでしょうね。そういうときには大変だと思います。そういうようなことで、幾つかの例を挙げながらそういうことをきちっと出しておけば、実態をきちんと説明できて、こういう形で苦しい中でも協力してみんなで作っているんですよということを町民に言えるんじゃないかと思っんです。まず、そういうようなことはやっていますか。これが1点。

それから、これはちょっと細かな話になるんですが、一般給料表というのを条例の中からちょっと見せてもらいましたら、1級というのにも93号俸まであります。2級については122号俸まであります。それで、2級の一番高いところで30万8,900円、3級の一番低いところで22万2,900円というふうに、級だけでちょっと言えないこの逆転のように、1級より2級が、2級より3級がとっていると、逆転しているところもあります。それで、だれが何なんていうことは言いませんけれども、3級の一番低いあたりはどのぐらいで、1級だとこれからこれぐらい、2級だとこれからこれぐらいというのが、それぞれ何号俸、人によって違うんじゃないかと思っんです。どういう形で動いていくのか僕はわからんけれども、そのあたりをちょっと教えていただきたい。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（豊原課長） お答えを申し上げます。

前段、サンプル試算のご提言をいただきました。実は、ご指摘いただきましたような試算については、行っていなかったというのが実態でございます。早速、この部分につきまして作業をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

それから、2点目の給料表に基づきます内容でございます。

ちょっとお時間をいただきたいと思っんです。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後1時44分休憩

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

総務課長。

- 総務課長（豊原課長） 貴重なお時間、申しわけございません。

3級が一番下というようなことで適用させていただいている現在の給料月額でございますが、24万5,300円の部分、3級13号のところを適用させていただいております。

それから、2級の最も高いところにランクさせていただいておりますのは2級26号俸、この部分で給料月額23万1,300円ということで計算の基礎にさせていただいているところでございます。

それから、1級の部分でございます。高卒初任給ということで押さえただけであればと思えますけれども、1級15号俸、15万2,800円、これを基礎として支給計算しているところでございます。

- 議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

- 室崎議員 そうすると、今回のこの一部改正条例の中で、いわば2級より1級の人が高かったり、3級の人が2級より安かったりというような逆転現象とでもいうのかな、そういうものはないというふうに考えていいんですね。

それから、結局、可処分所得に対する割合とか、そういう現実のものをやはりきちっと押さえて話をすべきだと思うんです。精神論や抽象論ばかりが流れて、現実には引かれるところだけが現実だというのは、これは職員は浮かばれませんので、そういうことがやはり士気にきちんと影響してくるんだらうと私は思いますので、できれば全員からの無記名アンケートでもとるようなことも考えていかなければ、一番いいと思えますけれども、それともう一つは今、私、可処分所得というのは何かもう決まったもののような言い方をしていますけれども、いろいろなものを調べてみますと、可処分所得計算シートとかいろいろなものが出ています、今。けれども、地域性を考慮するとか、いろいろな変動値がありますので、もしサンプル調査でも何でも結構ですけれども、そういうものを出すときには、可処分所得というのはこういうふうに考えたというやはり定義づけもきちんとしていただかないと、なかなか町民を説得することにはならないんじゃないかと思えますので、念のためその点もよろしくお願いします。

それで、今直ちに行うという話でしたので、ぜひそういうことを行って、少しでも現実にはこういうことを町が行っている意義、意味、そして、そこでもって受けている職員の痛み、そういうものも町民にわかってもらうように進めていただきたいわけでございます。

- 議長（南谷議員） 総務課長。

- 総務課長（豊原課長） お答え申し上げます。

その前に、先ほど申し上げました高卒初任給というお話いたしました、ちょっと私勘違いをいたしまして、申し上げましたのは短大卒初任給でございました。高卒初任給につきましては、1級5号俸で14万100円という数字でございます。これをベースにしているところでございます。おわびして訂正をさせていただきたいというふうに思います。

それで、2回目冒頭でご質問いただきました部分でございますけれども、これらの給料表をベースにいたしまして、それに今回提案をいたします率を掛け算をして、そして月々それぞれの職員に支給をさせていただき、そういうような中で、今回、職員組合からいろいろとご説明もいただいております。大変苦しい実態が出ております。今回の突発的な物価の上昇、これによりまして、例えば食料品等々では2割から5割の上昇がございます。そういうようなことで、若い方々の可処分所得、相当圧縮されてきております。そんなような現実もございます。それから、中高年の部分ですと教育費の部分、本当に重たいものがあるようでございまして、中には家が1軒建つぐらいの教育費がかかるというような実態もお聞きをいたしております。大変なやりくりの中で対応をしていただいていると、そういうような実態もございます。

できるだけ早くこの給料表の基本額に戻るとというのが本来でございますけれども、職員の皆さんも実態を十分把握した上で、今回、判断をいただいた。そんなように考えておりまして、21年度はとにかくそういう方向で頑張っていきたい。

それから、可処分所得の試算につきましては、きちんと根拠を押さえながら、私どもといたしましても適切な資料をつくらさせていただければなというふうに考えております。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 私のほうからも少し補足をさせていただきたいと思います。

可処分所得、今、ご質問者がおっしゃったとおり、その定義というのはなかなかとらえがたいところがあります。手取り、要するに決められた支給額に対して手取りがどのくらいかといいますと、例えば高卒の方ですと、14万円ほどに對しまして13万円を切ってしまう。それから短大卒の方ですと15万3,000円弱からこれも14万円ちょっと、それから大卒で17万2,000円ほどが16万円を切ってしまうという、手取りで申し上げますとそういう数値。

ただ、そこで可処分所得、いろいろとらえ方が違う部分があると思いますけれども、自宅から通勤されている職員、借家を借りている職員、それから被扶養者の数、奥さんを含めて子供さんがどういう状況か、学校はどこに、例えば釧路、あるいは道内、あるいは道外といった被扶養者である子供さんの学費の問題、これらも相当個々に挙げていきますと開きがあるのはご指摘のとおりでございます。残念ながらそこまで1件1件というのは、これまで数値を持っておらなかったということでご理解をいただきたいと思います。なお、そういう実態というものをつぶさに調べておく必要があるなというふうに今、考えておりますので、先ほど総務課長のほうからも答弁をいたしましたとおり、精査をしたいなというふうに思っております。

それから、財政の状況でありますとか、それから職員の給与に関する問題につきましては、職員の給与については広報で毎年必ずつぶさに報告するということは義務づけられておりますし、そのようにしてきております。さらにはまた、町政まちづくり懇談会等々でも、どう

いう状況なのかというご質問も数々受けております。こういう状況の中で説明をさせていただいていると、ただ、これで十分だというふうには考えておりませんので、できるだけ詳しく町民の皆さんにもお知らせをして、そういう中でも職員は頑張っているということをぜひご理解をいただくように、情報の提供といいますか、説明を十分させていただきたいなど、そのように思っております。

●議長（南谷議員） よろしいですか。

●室崎議員 はい。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第7、議案第84号 平成20年度厚岸町一般会計補正予算、議案第85号 平成20年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第86号 平成20年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第87号 平成20年度厚岸町老人保健特別会計補正予算、議案第88号 平成20年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、議案第89号 平成20年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第90号 平成20年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算、議案第91号 平成20年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第92号 平成20年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上9件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第84号から議案第90号の提案理由の説明をさせていただきます。

初めに、議案第84号 平成20年度厚岸町一般会計補正予算（4回目）の提案理由の説明をさせていただきます。

議案書1ページでございます。

平成20年度厚岸町一般会計補正予算（4回目）でございます。

平成20年度厚岸町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億156万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億1,598万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページでございます。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。記載のとおり、歳入では12款20項、3ページになりますが、歳出では10款25項にわたって、それぞれ1億156万8,000円の増額補正でございます。

事項別により説明させていただきます。

9ページをお開き願います。

歳入でございます。

9款1項1目国有提供施設等所在市町村交付金、1節自衛隊基地交付金72万9,000円の減。交付決定による減でございます。

10款地方特例交付金、3項1目1節地方税等減収補てん臨時交付金175万6,000円の増。本年4月における揮発油税等暫定税率執行に伴う減収分の国からの補てん分の計上で、内容は説明欄記載のとおりでございます。

11款1項1目1節地方交付税7,835万1,000円の増。普通交付税でございます。

13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金55万4,000円の減。内容はそれぞれ説明欄記載のとおりでございます。2節児童福祉費負担金96万9,000円の増。入所児童数の実質の見込みによる増ほかによる計上でございます。2目衛生費負担金、1節保健衛生費負担金57万8,000円の増。インフルエンザ予防接種負担金の増であります。

14款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料、2節児童福祉使用料17万3,000円の増。入所児童数の実質の見込みによる増ほかによる計上でございます。3目衛生使用料、1節保健衛生使用料42万円の増。5目1節商工使用料1万1,000円の増。6目土木使用料、3節住宅使用料30万3,000円の減。7目教育使用料、4節保健体育使用料5万7,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

2項手数料、3目衛生手数料、1節保健衛生手数料5,000円の増。6目土木手数料、5節住宅手数料1,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

3項1目1節証紙収入497万円の減。有料し尿収集料の減に伴う証紙収入の減でございます。

11ページになります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金249万4,000円の減。障害者における介護給付費及び訓練等給付費の減に伴う国負担分の減でございます。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金2万7,000円の増。6目土木費国庫補助金、5節住宅費補助金2万7,000円の減。6節防衛施設周辺整備事業補助金（河川総務）89万3,000円の増。7目消防費国庫補助金、1節防衛施設周辺整備事業補助金（常備消防）150万円の増。それぞれ事業費調整による増でございます。8目教育費国庫補助金、2節小学校費補助金6,000円の減。3節中学校費補助金4万円の減。4節幼稚園費補助金6万8,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりでございます。7節防衛施設周辺整備事業補助金400万円の増。主に学校給食センター米飯用炊飯器の購入として、新たに390万円を計上するもので

あります。

なお、全体的な防衛施設周辺整備事業補助金の補正につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金の2次配分交付金を受けまして、それぞれ計数整理により補正計上するものがございます。

3項委託金、4目土木費委託金、1節河川費委託金755万6,000円の減。別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業委託金事業費調整によるものがございます。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、1節社会福祉費負担金124万7,000円の減。国庫支出金でもご説明いたしましたが、障害者における介護給付費及び訓練等給付費の減に伴う減でございます。

2項道補助金、2目民生費道補助金、1節社会福祉費補助金129万6,000円の増。主に福祉灯油購入事業補助金であります。補助制度改正に伴う補正となっているところでございます。2節児童福祉費補助金41万4,000円の増。保育士の産休に伴う代替臨時職員配置に対する補助交付決定による計上でございます。4目農林水産業費道補助金、1節農業費交付金22万9,000円の減。3節林業費補助金174万4,000円の減。主に小規模治山事業補助金の減で、交付決定によるものがございます。

3項委託金、1目総務費委託金、2節徴税费委託金915万7,000円の減。道民税徴収委託金でありまして、税制改正に伴う所得変動の経過措置分に係る住民税還付金が当初見込みを下回ったことによる委託金の減が主な内容でございます。5節統計調査費委託金7万5,000円の減。4目農林水産業費委託金、2節林業費委託金8,000円の増。3節水産業費委託金3万5,000円の増。6目土木費委託金、3節住宅費委託金3万2,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入69万7,000円の減。13ページになります。主に教職員住宅の貸家料85万6,000円の減であります。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、2節その他不動産等売払収入87万9,000円の増。石材売払代の増でございます。2目1節生産物売払収入403万4,000円の増。餌料藻類売払代の増でございます。

18款1項寄附金、1目1節一般寄附金5万円の増。これは、さいたま市在住の東海林様からのふるさと納税分でございます。3目民生費寄附金、1節社会福祉費寄附金2万円の増。これは港町、佐藤様からの寄附金でございます。

20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金2,263万2,000円の増。なお、今回の補正におきまして前年度繰越金は全額計上となっております。

21款諸収入、2項預金利子、1目町預金利子、1節預金利子36万6,000円の増。

6項3目雑入、1節簡易郵便局取扱手数料72万4,000円の増。3節雑入1,283万3,000円の増。説明欄記載のとおりでございますが、主に雑品売払代814万8,000円の増、釧路産炭地域活性化事業補助金322万円の増、事業費確定による補助金額の整理及び追加申請事業の補助採択による新規計上となっているところでございます。

15ページになります。

1項町債、4目農林水産業債、1節農業債40万円の減。2節林業債100万円の増、6目土木債、2節道路橋梁債80万円の減。7目1節消防債40万円の減。それぞれ説明欄記載のとおり事業費確定による補正でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、17ページ、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費22万1,000円の増。主に庁舎燃料費の増でございます。

19ページ、2目簡易郵便局費5万3,000円の増。4目情報化推進費253万6,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりでございますが、総合行政情報システム業務処理委託料199万5,000円の増は、9月定例会におきまして、賦課納税費でご承認いただきました平成21年10月から始まる公的年金等からの個人住民税特別徴収に係るデータ授受を行うシステムの導入経費について、北海道で共同導入する旨の方針が出されたため、個別導入をとりやめ共同処理へ移行することから、このたび、情報化推進費に振りかえるものでございます。また、22ページ、総合行政ネットワーク業務処理委託料158万円の増につきましては、LGWAN装置の更新に伴う計上でございます。

6目行政管理費1,398万6,000円の増。町史「日鑑記」下巻の発刊に伴う筆耕翻訳料及び町史編さん業務委託料の計上でございます。7目文書広報費7万3,000円の増。説明欄記載のとおり。10目企画費、11目財産管理費はそれぞれ財源内訳補正でございます。

2項徴税费、1目賦課納税費859万円の減。23ページになりますが、さきに情報化推進費でご説明いたしました導入委託料について振りかえる内容でございます。また、固定資産評価関連委託料につきましては、事業費確定による減額でございます。町税収入払戻金は、年度間所得変動に係る町道民税還付金の減によるものでございます。

3項1目戸籍住民登録費5,000円の減。説明欄記載のとおり計数整理でございます。

25ページになります。

5項統計調査費、1目統計調査総務費7万6,000円の減。各種統計調査における計数整理であります。

29ページになります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費167万4,000円の増。主に福祉灯油購入助成194万4,000円の増、保健福祉総合センター燃料費115万8,000円の増、31ページになります。国民健康保険特別会計繰出金192万円の減でございます。2目心身障害者福祉費414万1,000円の減。主に障害者介護給付費の減が主な内容でございます。4目老人福祉費830万7,000円の増。33ページになります。説明欄記載のとおりでございますが、主に介護サービス事業特別会計繰出金756万7,000円の増でございます。35ページになります。7目自治振興費131万2,000円の減。地方バス路線維持対策費の減でございます。8目社会福祉施設費97万2,000円の増。主に生活改善センターほか施設の修繕料の計上でございます。

37ページ、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費9万6,000円の増。説明欄記載のとおりでございます。4目児童福祉施設費192万3,000円の増。39ページになりますが、主に厚岸保育所臨時職員配置による賃金等の増でございます。5目児童館運営費38万5,000円の増。主に子夢希児童館臨時職員賃金の増でございます。

43ページになります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費3万2,000円の増。主に病床媒介動物買上金4万2,000円の増でございます。2目健康づくり費175万円の増。主に予防接種委託料263万円の増、保健福祉総合システム保守点検委託料、同システム借上料128万4,000円の減でございます。

ます。45ページになります。3目墓地火葬場費10万1,000円の増、燃料費の増でございます。4目水道費197万4,000円の減。簡易水道事業特別会計繰出金の減でございます。5目病院費6,335万1,000円の増。病院事業会計負担金の増でございます。退職手当組合追加負担金等に係る繰り出し基準に基づく増が主な内容でございます。

2項環境政策費、1目環境対策費792万4,000円の増。47ページになりますが、主に環境保全基金積立金でございます。2目水鳥観察館運営費6万5,000円の減。3目廃棄物対策費32万2,000円の減。説明欄記載のとおり計数整理でございます。4目ごみ処理費121万8,000円の減。49ページになりますが、主にごみ分別基準適合物再商品化委託料103万円の減でございます。5目し尿処理費427万9,000円の増。主にし尿処理に係る微生物処理薬品代の増でございます。51ページになります。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費12万7,000円の増。主に農業委員費用弁償の増でございます。2目農業振興費8万円の増。5目農地費40万7,000円の減。説明欄記載のとおり、事業費確定による計数整理ほかでございます。7目農業施設費52万8,000円の増。53ページになりますが、酪農ふれあい館製氷機購入、これは更新になります。ほかの計上でございます。8目農業水道費11万6,000円の減。内容はそれぞれ説明欄記載のとおり計数整理でございます。

2項林業費、1目林業総務費、財源内訳補正でございます。55ページになります。2目林業振興費2万3,000円の増。それぞれ事業費確定による計数整理及び水源かん養林地等購入費として97万5,000円の計上でございます。4目林業施設費、57ページになりますが、内容は説明欄記載のとおりでございます。5目特用林産振興費70万1,000円の増。燃料費の増でございます。

3項水産業費、2目水産振興費59万3,000円の増。漁業近代化資金貸付利子補給として21万3,000円の増、地域水産物供給基盤整備事業繰上償還38万円の増でございます。3目漁港管理費9万5,000円の増。水道メーター取替負担金ほかの増でございます。5目養殖事業費447万6,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりでございますが、主に燃料費、これは60ページになりますが、修繕料、それから超低温冷凍庫購入費、これは機器の更新でございます。及び原材料費の増でございます。

61ページ、6款1項商工費、2目商工振興費7,000円の増。4目観光振興費7,000円の減。5目観光施設費6万1,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおり計数整理でございます。

63ページ、7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費140万8,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりでございますが、主に光熱水費の増でございます。2目道路新設改良費10万5,000円の減。説明欄記載の各事業費精算に伴う計数整理でございます。

3項河川費、1目河川総務費24万6,000円の減。65ページになりますが、主に別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業費から単独事業の事業費支弁人件費へ組み替え計上するものでございます。

67ページになります。

4項都市計画費、3目下水道費670万8,000円の減。下水道事業特別会計繰出金の減であります。

6項住宅費、2目住宅管理費3万9,000円の減。3目住宅建設費4万6,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、事業費確定による計数整理及び財源内訳補正でございます。

69ページ、8款1項消防費、1目常備消防費41万円の減。主に釧路東部消防組合負担金32万2,000円の減でございます。2目災害対策費59万4,000円の増。主に潮位監視システム修繕料の増でございます。

71ページでございます。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費5万7,000円の減。4目教員住宅費3万7,000円の減。5目就学奨励費2,000円の増。6目スクールバス管理費2万7,000円の増。内容はそれぞれ説明欄記載のとおりでございますが、主に計数整理及び財源内訳補正でございます。

73ページ、2項小学校費、1目学校運営費99万円の増。77ページまでにわたりますが、内容はそれぞれ説明欄記載のとおりでございます。主に、74ページ、戻りますが、厚岸小学校光熱水費62万1,000円の増ほか、それぞれ計数整理が主な内容でございます。77ページに戻りまして、2目学校管理費75万5,000円の減。主に上尾幌小中学校公務補について非常勤から臨時職員へ交代したことによる関係経費の減額、各学校施設管理委託料の減が主な内容でございます。79ページ、3目教育振興費79万2,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりでございますが、主に準要保護児童学校給食費の減ほか計数整理が主な内容でございます。

81ページ、3項中学校費、1目学校運営費127万9,000円の増。83ページまでにわたりますが、内容はそれぞれ説明欄記載のとおりでございます。82ページに戻りますが、厚岸中学校光熱水費90万9,000円の増ほか計数整理が主な内容でございます。83ページでございます。2目学校管理費5万8,000円の増。85ページ、3目教育振興費14万1,000円の減。内容はそれぞれ説明欄記載のとおり計数整理及び財源内訳補正でございます。

87ページ、4項1目幼稚園費22万9,000円の減。就園奨励費の減でございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費50万1,000円の減。91ページまでわたりますが、内容はそれぞれ説明欄記載のとおり、主に計数整理でございます。91ページ、2目生涯学習推進費6万4,000円の増。3目公民館運営費6,000円の増。93ページ、5目博物館運営費17万4,000円の増。6目情報館運営費11万5,000円の増。内容はそれぞれ説明欄記載のとおり、主に計数整理でございます。

95ページ、6項保健体育費、1目保健体育総務費14万9,000円の減。主に健康診断委託料の減でございます。2目社会体育費108万6,000円の減。主に宮園公園パークゴルフ場施設整備事業の事業費確定による減でございます。97ページから98ページとなりますが、3目温水プール運営費280万円の増。主に燃料費及び修繕料の増でございます。

99ページ、4目学校給食費765万2,000円の増。主に燃料費の増、それから学校給食センター設備整備事業447万4,000円につきましては、学校給食について、米飯用給食の増強を図るため、必要となる諸経費を計上するものでございます。また、この事業については、特定防衛施設周辺整備調整交付金390万円を充当し実施するものでございます。

103ページ、11款1項公債費、1目元金、財源内訳補正。2目利子259万9,000円の減。平成19年度長期債借入れ実行に伴う利率の確定による減でございます。

105ページ、12款1項1目給与費417万8,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりでございますが、主に共済組合納付金掛け率の改定による共済費の増となっているところでございます。なお、これら給与費明細につきましては、107ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思っております。

以上で、歳出の説明を終了させていただきます。

1 ページへお戻り願いたいと思います。

第2条債務負担行為の補正でございます。

債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」によるものでございます。

4 ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正変更でございます。事項、備荒資金組合防災資機材譲渡償還金に関する債務負担。期間は変更ございません。限度額8,956万4,000円。さきの9月定例町議会でご承認いただきました総合行政情報システム更新に係るものでございまして、次年度以降に対する事業費確定に伴う限度額補正でございます。

債務負担行為に関する調書補正変更につきましては、記載のとおりでありますので、ご参照願いたいと存じます。

再び1 ページへお戻り願います。

第3条地方債補正でございます。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるものでございます。

5 ページをお開き願います。

第3表、地方債補正変更でございます。防災対策事業20万円の増。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

6 ページをごらんいただきたいと思います。

地方債に関する調書補正でございます。表の下段、合計欄でございますが、平成19年度末現在高117億3,337万2,000円、本年度発行見込額5億5,241万円、補正後の平成20年度末現在高見込額は112億7,100万5,000円となるものであります。

以上、議案第84号の説明を終了させていただきます。

次に、議案第85号の説明に移らせていただきます。

議案第85号 平成20年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（2回目）でございます。

平成20年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ265万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,691万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入では2款2項、歳出では3款4項にわたり、それぞれ265万5,000円の減額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

4 ページをお開き願います。

歳入でございます。

3款分担金及び負担金、2項負担金、1目1節保健事業費負担金73万5,000円の減。インフルエンザ予防接種負担金の減でございます。

10款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金192万円の減額でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

6 ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費34万4,000円の減。説明欄記載のとおりでございます。

なお、職員人件費の内訳につきましては、12ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思います。

5 項1 目特別対策事業費 3 万5,000円の増であります。

8 ページになります。

8 款2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費224万6,000円の減。主にインフルエンザ予防接種委託料の減でございます。

10ページ、9 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、3 目償還金10万円の減。精算返還金の減でございます。

以上をもちまして、議案第85号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第86号の説明に移らせていただきます。

議案第86号 平成20年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（1 回目）でございます。

平成20年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1 条第1 項、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ235万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,833万9,000円とする。

第2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1 表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第1 表でございます。歳入歳出予算補正でございますが、歳入では4 款4 項にわたり、歳出では3 款3 項にわたり、それぞれ235万7,000円の減額補正でございます。

事項別により説明させていただきます。

4 ページをお開き願います。

歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目1 節水道費分担金13万5,000円の減。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料、1 節計量使用料52万7,000円の減。

3 節過年度収入 1 万円の減。

5 款繰入金、1 項1 目1 節一般会計繰入金197万4,000円の減でございます。

6 款諸収入、1 項1 目1 節雑入28万9,000円の増。水道管移設等補償費の増でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

6 ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費89万9,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

なお、職員人件費の内訳につきましては、14ページ以降の給与費明細書をご参照願いたいと思います。

8 ページでございます。

2 款水道費、1 項1 目水道事業145万8,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

ますが、主に事業費の減でございます。

12ページ、4款1項公債費、1目元金、2目利子、それぞれ財源内訳補正でございます。

以上をもちまして、議案第86号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第87号に移らせていただきます。

議案第87号 平成20年度厚岸町老人保健特別会計補正予算（2回目）でございます。

平成20年度厚岸町老人保健特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,805万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページでございます。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入歳出それぞれ1款1項、7,000円の増額補正でございます。

事項別により説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入でございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、2目医療費負担金、2節過年度分7,000円の増。

以上で歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費7,000円の増。説明欄記載のとおりでございます。

以上をもちまして、議案第87号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第88号の説明に移らせていただきます。

議案第88号 平成20年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算（3回目）でございます。

平成20年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,180万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億923万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入では3款3項、歳出では2款3項にわたり、それぞれ1,180万2,000円の減額補正でございます。

事項別により説明させていただきます。

5ページをお開き願います。

歳入でございます。

5款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金670万8,000円の減でございます。

6款諸収入、2項1目1節雑入30万6,000円の増。消費税及び地方消費税還付金の増でございます。

7款1項町債、1目下水道債、1節下水道事業債540万円の減。

以上で歳入の説明を終わります。

7ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款下水道費、1項下水道管理費、1目一般管理費825万9,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりでございますが、職員1名の減で、なお、職員人件費の内訳につきましては、15ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思います。

3目処理場管理費、財源内訳補正でございます。

9ページ、2項下水道事業費、1目公共下水道事業費150万9,000円の減。説明欄記載のとおり計数整理でございます。

13ページ、3款1項公債費、2目利子203万4,000円の減。平成19年度長期債借り入れ実行に伴う利率確定による減でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

1ページへお戻り願います。

第2条債務負担行為の補正でございます。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

3ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正追加でございます。事項、公共下水道事業に関する債務負担。期間、平成21年度。限度額4,000万円とするものでございます。

債務負担行為に関する調書補正追加につきましては、記載のとおりでありますので、ご参照願います。

以上をもちまして、議案第88号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第89号の説明に移らせていただきます。

議案第89号 平成20年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（2回目）でございます。

平成20年度厚岸町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,607万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願いたいと思います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入では4款7項、歳出では3款6項にわたり、それぞれ62万2,000円の増額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目1節介護給付費負担金291万1,000円の増。主に居宅介護サービス利用者の増によるものでございます。2項国庫補助金、1目1節財政調整交付金1万円の増でございます。

4款1項支払基金交付金、1目1節介護給付費交付金6万2,000円の増でございます。

5 款道支出金、1 項道負担金、1 目 1 節介護給付費負担金284万6,000円の減。主に施設介護サービス利用者の減によるものでございます。2 項道補助金、2 目 1 節介護給付費補助金15万1,000円の減でございます。

7 款繰入金、1 項 1 目 1 節一般会計繰入金59万8,000円の増。2 項基金繰入金、1 目 1 節介護給付費準備基金繰入金 3 万8,000円の増でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

6 ページをお開き願いたいと思います。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費12万4,000円の増。説明欄記載のとおりでございますが、職員人件費の内訳につきましては、14ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思ひます。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費 3 万円の増。3 項 1 目介護認定審査会費 6 万円の増。説明欄記載のとおりでございます。

8 ページ、2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費4,515万8,000円の増。2 目施設介護サービス給付費5,740万3,000円の減。3 目居宅介護福祉用具購入費80万円の増、4 目居宅介護住宅改修費100万円の増。5 目居宅介護サービス計画費843万6,000円の増。6 目審査支払手数料9,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりでございます。これらの内容につきましては、介護サービス利用者において、施設介護から居宅介護利用へと利用区分が変更となったことによる補正計上となっているところでございます。

10ページ、2 項 1 目高額介護サービス費200万円の増。本年度遡及請求による給付対象者の増によるものでございます。

12ページをお開き願います。

4 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業等事業費37万3,000円の増。2 目任意事業費 3 万5,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

以上をもちまして、議案第89号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第90号の説明に移らせていただきます。

議案第90号 平成20年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算（1 回目）でございます。

平成20年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,514万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億2,398万8,000円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第 1 表でございます。歳入歳出予算補正でございますが、歳入では 4 款 5 項、歳出では 1 款 2 項にわたって、それぞれ1,514万7,000円の増額補正でございます。

事項別により説明させていただきます。

4 ページをお開き願います。

歳入でございます。

1 款サービス収入、1 項介護給付費収入、1 目居宅介護サービス費収入、3 節短期入所生活介護費収入609万2,000円の増。2 目1 節施設介護サービス費収入73万4,000円の増。3 項1 目1 節自己負担金収入51万4,000円の増。それぞれ利用者における単価増によるものでございます。

7 款1 項寄附金、1 目サービス事業費寄附金、2 節施設サービス事業費寄附金2 万円の増。

8 款繰入金、1 項1 目1 節一般会計繰入金756万7,000円の増であります。

9 款諸収入、1 項1 目2 節雑入22万円の増。説明欄記載のとおりでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

6 ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費、2 目通所介護サービス事業費96万8,000円の増。主に介護員被服購入費及び施設等修繕費の増でございます。

8 ページ、3 目訪問入浴介護サービス事業費3 万2,000円の増。説明欄記載のとおり。4 目短期入所生活介護サービス事業費86万3,000円の増。10ページ、燃料費及び光熱水費の増でございます。7 目包括的支援事業費95万4,000円の増。職員人件費の増、これは人事異動に伴うものでございます。

2 項施設サービス事業費、1 目施設介護サービス事業費1,233万円の増。それぞれ説明欄記載のとおりでございますが、職員人件費1 名分増及び燃料費、光熱水費及び修繕料の増が主なものとなっております。

なお、職員人件費の内訳につきましては、14ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思います。

以上をもちまして、議案第84号から議案第90号の説明を終わらせていただきます。

大変早口、雑駁な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 続きまして、議案第91号 平成20年度厚岸町水道事業会計補正予算（1 回目）についてご説明申し上げます。

1 ページをごらん願います。

第2 条業務の予定量の補正でございます。

主な建設改良事業につきまして、配水管布設替等事業を805万4,000円減額し2,643万6,000円とし、機器等更新事業を74万8,000円減額し1,345万2,000円、メーター設備事業を23万8,000円増額し3,628万円とするものでございます。

第3 条収益的収入及び支出の補正でございます。

収入につきましては、1 款水道事業収益、1 項営業収益を9 万7,000円増額し2 億4,302万6,000円とし、2 項営業外収益を64万8,000円増額し721万4,000円とするものでございます。

支出につきましては、1 款水道事業費用、1 項営業費用を131万4,000円増額し2 億377万4,000円とし、2 項営業外費用を4,000円増額し4,193万4,000円とするものでございます。

収益的収入及び支出の内容につきましては、補正予算説明書により説明いたします。

9 ページをお開き願います。

初めに、収益的収入でございます。

1 款 1 項 2 目受託工事収益は 9 万 7,000 円の増で、給水工事の設計審査及び工事検査の手数料の増額でございます。

2 項 1 目受取利息及び配当金は 60 万 1,000 円の増、預金利息及び貸付金利息の増額でございます。4 目雑収益は 4 万 7,000 円の増、これは配水管等破損補償費の増でございます。

次に、収益的支出でございます。

1 款 1 項 1 目原水及び浄水費は、51 万 2,000 円の増額であります。主な内容は、水質検査など事業費の確定による委託料 26 万 3,000 円の減、浄水場など施設の修繕費 16 万 4,000 円の増、水処理用の薬品費 49 万 9,000 円の増などでございます。

2 目配水及び給水費は、150 万 6,000 円の増でございます。これは個別漏水調査の増による委託料 22 万 8,000 円の増、配水管修理など修繕費 127 万 8,000 円の増などでございます。

4 目総係費では、70 万 4,000 円の減でございます。これは超過勤務手当 36 万円の減、次のページになりますが、システム保守委託料など事業費の確定による委託料 47 万 9,000 円の減などが主なものでございます。

次に、2 項営業外費用でございます。1 目支払利息及び企業債取扱諸費は、36 万 8,000 円の減でございます。公営企業金融公庫及び借換債利息の確定による減でございます。3 目消費税及び地方消費税は、37 万 2,000 円の増でございます。

1 ページへお戻り願います。

下のほう、4 条資本的収入及び支出の補正でございます。

2 ページをお開き願います。

収入では、1 款資本的収入、1 項企業債は 660 万円減額し 1 億 5,550 万円、5 項工事負担金は 15 万 5,000 円増額し 458 万 1,000 円とし、6 項補償金は 212 万 9,000 円を減額するものでございます。

支出では、1 款資本的支出、1 項建設改良費は 856 万 4,000 円減額し 7,663 万 4,000 円とし、2 項企業債償還金は 536 万円増額し 1 億 7,468 万 3,000 円とするものでございます。

資本的収入及び支出の内容につきましては、再び補正予算説明書により説明申し上げます。10 ページをお開き願います。

資本的収入は、ページ中ほどからでございます。

1 款 1 項 1 目企業債は、660 万円の減額でございます。説明欄記載のとおり、それぞれの事業費確定による減額でございます。

11 ページに移りまして、5 項 1 目工事負担金は 15 万 5,000 円の増、これは新設メーター器の増によるメーター負担金の増額でございます。

6 項 1 目補償金は 212 万 9,000 円の減、これは住の江町通り道路改良工事の延期によります配水管布設替工事補償費の減額でございます。

次に、資本的支出でございます。

1 款 1 項 1 目建設改良費は 880 万 2,000 円の減でございますが、説明欄記載のとおり、各事業費確定による減額でございます。

3 目メーター設備費は 23 万 8,000 円の増、新設メーター器の増による増額であります。

2項1目企業債償還金は536万円の増、これは19年度に行いました高金利企業債の繰上償還、この資金といたしまして市中銀行から調達した借入金の償還金でございます。

ここでまた1ページへお戻り願います。

第4条の括弧書きでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,123万6,000円につきまして、過年度分損益勘定留保資金8,758万7,000円と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額364万9,000円で補てんするものでございます。

2ページをお開き願います。

第5条企業債の補正でございます。配水管布設替等事業費といたしまして、660万円を減額し、3,740万円とする内容でございます。起債の方法、利率、償還についての変更はございません。

第6条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正でございます。職員給与費について、27万1,000円を減額し、3,360万8,000円とするものでございます。

3ページと4ページは補正予算の実施計画、5ページは補正資金計画、6ページから8ページまで給与費明細書でございます。12ページと13ページ、これは貸借対照表でございますが、それぞれ説明は省略させていただきます。

以上が平成20年度厚岸町水道事業会計補正予算（1回目）の内容でございます。

大変雑駁な説明でございましたが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） ただいま上程いただきました議案第92号 平成20年度厚岸町病院事業会計補正予算（2回目）の提案理由について説明を申し上げます。

1ページをごらん願います。

第1条平成20年度厚岸町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条業務の予定量であります。年間患者数であります。入院患者は4,010人の減で、2万3,360人。外来患者は2,440人の減で、6万2,220人。合計8万5,580人の計上であります。

なお、1日平均患者数につきましては、記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

年間患者数につきましては、病院事業の支出に合わせた予算の計上となっております。一般会計補助金の増額による決算を見通した調整であります。

第3条収益的収入及び支出につきましては、9ページから10ページの補正予算説明書により説明をいたします。

9ページをお開き願います。

収益的収入であります。1款病院事業収益1,094万9,000円の減。1項医業収益7,430万円の減。1目入院収益では8,996万円の減。2目外来収益では1,566万円の増。当初予算におきまして、総医業収入を合わせた患者収益の計上でありまして、今年度の人数見込みに伴う計上となっております。

2項医業外収益では、6,335万1,000円の増であります。これは、4目他会計補助金で、昨年度から病院事業に対する補助金の見直しが行われておりまして、一般会計からの繰り入れ

であります。内容につきましては、それぞれ節説明欄記載のとおりであります。

次に、収益的支出であります。1款病院事業費用1,243万7,000円の減。1項医業費用1,263万7,000円の減。1目給与費では65万6,000円の減。1節給料では1,037万2,000円、2節職員手当等では937万7,000円、3節法定福利費では109万円の減で、主に医師、看護師退職による減によるものであります。4節賃金では2,018万3,000円の増で、主に臨時出張医及び臨時看護師任用に伴う増であります。

10ページをお開きください。

2目材料費では836万3,000円の減、予算執行見込み、精査に伴う計数整理であります。3目経費では361万8,000円の減であります。2節旅費交通費では228万5,000円の増、主に臨時出張医師旅費の増であります。6節燃料費では200万円の増、A重油、ガソリン価格の高騰によるものであります。9節手数料では62万1,000円の減。12節修繕費では135万円の増。14節使用料では84万1,000円の減。各節説明欄記載のとおり増減であります。

15節委託料では713万3,000円の減、主に前年度実績より入院患者数減少見込みに伴います。基準寝具病衣、臨床検査、給食業務委託料と、2階療養病床看護補助者業務委託料の減によるものであります。16節交際費では20万円の減。17節負担金では51万8,000円の減。18節諸会費では6万円の増。各節説明欄記載のとおり増減であります。

2項医業外費用、2目医療技術員確保対策費では20万円の増、医師確保に伴う経費の交際費からの組み替えであります。

以上で、収益的収入及び支出の説明を終わらせていただきます。

議案書の2ページにお戻り願います。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費で65万6,000円を減額し7億1,295万6,000円に、交際費で20万円を減額し110万円とするものであります。

第5条、他会計からの補助金であります。昨年度、一般会計からの病院経営における補助金のルールづくりをさせていただきました。その内容を継承いたしまして、6,335万1,000円を補正し、総額4億2,691万1,000円とするものであります。

3ページは補正予算実施計画、4ページは補正資金計画、5ページから8ページまでは補正給与費明細書、11ページ、12ページは平成20年度予定貸借対照表であります。内容につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上、大変雑駁な説明であります。議案第92号 平成20年度厚岸町病院事業会計補正予算の提案理由とさせていただきます。よろしくご審議の上ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

●議長（南谷議員） 本9件の審査方法について、お諮りいたします。

本9件の審査については、議長を除く15人の委員をもって構成する平成20年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本9件の審査については、議長を除く15人の委員をもって構成する平成20年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査することに決定しました。

本会議を休憩いたします。

午後2時57分休憩

午後4時54分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後4時56分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成20年12月11日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員